



第3次

# 小美玉市地域福祉計画

*The 3rd Omitama City Community Welfare Plan*

ぬくもりあふれる福祉が、みんなを笑顔に。



令和3年3月 小美玉市



## <はじめに>



近年、少子高齢化や核家族化、高齢者世帯の増加、価値観の多様化、生活不安の増大などを背景に、地域社会のつながりや地域に対する関心の希薄化が問題になっています。

このような状況の中、新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るい、感染拡大防止対策のために人と会う機会がより一層少なくなったことで、改めて家族や地域社会とのつながりの大切さが再認識されました。

本市では「小美玉市総合計画」に基づき、福祉分野においては「誰もがいきいきと暮らせる社会づくり」を基本目標に掲げ、『ひと・もの・地域』が輝きはばたくダイヤモンドシティの実現に向けて、様々な事業を展開しております。

市民一人ひとりが住み慣れた地域で安全・安心に暮らしていくためには、地域住民や地域の多様な主体が分野や属性の壁を越えた協働を実践し、暮らし・生きがい・地域を共に創っていく地域共生社会の実現が求められます。

本計画は、その実現に向けて、多様化・複雑化する地域福祉の課題に包括的に対応し、すべての人が様々な垣根を越えて協力し合い、住みよいまちづくりを進めようとするものです。そのためにも、市民の皆様のお力添えが必要です。今後ともご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画策定にあたり、アンケート調査にて貴重なご意見をいただきました市民の皆様をはじめ、熱心にご審議いただきました小美玉市地域福祉計画策定委員会委員の皆様から感謝申し上げます。

令和3年3月

小美玉市長 島田 穰一



# 目次

第1章 計画策定にあたって .....	1
1. 計画策定の趣旨 .....	1
2. 地域福祉とは .....	2
3. 地域福祉計画と地域福祉活動計画について .....	3
4. 計画の位置づけ .....	5
5. 計画の策定体制 .....	6
6. 計画の期間 .....	6
第2章 地域福祉に関する現状と課題 .....	7
1. 人口や世帯の状況 .....	7
2. 支援を必要とする市民の状況 .....	10
3. 地域の状況 .....	12
4. アンケート調査について .....	16
5. 地域福祉に関する課題 .....	38
第3章 計画の基本的な考え方 .....	39
1. 基本理念 .....	39
2. 基本目標 .....	40
3. 計画の体系 .....	42
第4章 施策の内容 .....	43
基本目標1 地域で共に支えあうあたたかな心づくり .....	43
基本施策1. 支えあう心の育成 .....	43
基本施策2. 地域でのふれあい、交流の場づくり .....	45
基本施策3. 地域福祉を支える人材の育成と活動の活性化 .....	47
基本目標2 みんなに届く包括的な支援体制づくり .....	49
基本施策1. 包括的な相談支援・情報提供体制の充実 .....	49
基本施策2. 福祉サービスの充実 .....	52
基本施策3. 自立支援体制の充実 .....	54
基本目標3 安全・安心に暮らせるまちづくり .....	57
基本施策1. 生活環境整備の充実 .....	57
基本施策2. 防犯・防災体制の充実 .....	59
基本施策3. 地域福祉のネットワークづくり .....	61
第5章 計画の推進 .....	63
1. 計画の推進体制 .....	63
2. 目標値の設定 .....	64
資料編 .....	65
1. 策定経過 .....	65
2. 小美玉市地域福祉計画策定委員会条例 .....	66
3. 小美玉市地域福祉計画策定委員名簿 .....	68



# 第1章 計画策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

本市では、平成23年3月に「小美玉市地域福祉計画」の第1次計画を、平成28年3月に第2次計画を策定し、『ぬくもりあふれるまちづくり』を基本理念に掲げ、地域住民が主体の地域福祉を推進してきました。

この間も、高齢化の進行に伴う一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加、認知症高齢者など特に権利擁護を必要とする人の増加、外国人人口の増加など、地域の状況は大きく変化しており、福祉課題はますます多様化・複雑化しています。

また、地震や風水害等の災害時への備えとともに、新型コロナウイルス感染症による影響など、地域社会が抱える新たな課題への対応が求められています。

一方、国では社会福祉法の一部改正が行われ、平成30年4月に施行されており、地域共生社会※の実現に向けて、地域住民等が関係機関との連携等により課題の解決を図ること（第4条）や、市町村においては、包括的な支援体制の整備（第106条の3）の他、市町村地域福祉計画の策定（第107条）に努めるものとされました。

このような地域の状況や法改正を踏まえつつ、また、「小美玉市第2次総合計画」の基本目標「誰もがいきいきと暮らせる社会づくり」を見すえて、高齢者、障がい者、子ども、保健・医療などの各分野と連携し、地域福祉の充実を図るため、「第3次小美玉市地域福祉計画」（以降、「本計画」）を策定します。

なお、策定にあたり、小美玉市地域福祉に関する市民アンケート調査（以降、「アンケート調査」）を実施し、市民の意見を反映することにより、さらなる地域福祉の充実を図り、すべての人が、安心して生活できるようなまちを築きあげていくための計画とします。

今後も、市民、地域、行政の協働のもとに、様々な課題に対応する包括的な支援体制を構築し、自助、共助、公助があいまって、誰もが住みよい、心と心の通い合う、地域共生社会の実現を目的とします。

### 〈地域共生社会とは？〉

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

## 2. 地域福祉とは

地域福祉は、公的な制度によるサービスを利用するだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり助けられたりする関係やその仕組みを作っていくことです。

なお、改正社会福祉法では、地域福祉の推進の理念として、地域住民等は、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える様々な分野にわたる地域生活課題を把握し、その解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図る旨が追加されています。

それぞれ異なる個性を持った住民が、その個性を尊重しながら他の人や行政などに過度に依存せず自立した生活を送ることができ、その上で互いに協力して、お互いの不足を補い合いながら協働できる、地域共生社会の実現を目指すものです。

### ■地域福祉計画を進めるためには？

「地域の課題・困っていること」を「地域みんなの問題」と考え、その解決について「地域みんなで作る、取り組む」ためには、「自助(じじょ)」、「互助・共助(ごじょ・きょうじょ)」、「公助(こうじょ)」という3つの考え方があります。



**自助＝市民**

- 市民一人ひとりができること
- ・ 普段からお互いにあいさつや困っている人への声かけをする。
  - ・ 日常生活の中でボランティアや地域活動への関心を持ったり、参加したりする。



**互助・共助＝地域**

- 地域みんなのできること
- ・ 介護や子育てなど、地域で気軽に話し合える場を持つ。
  - ・ 地域活動の情報を発信する。



**公助＝行政**

- 行政が取り組むこと
- ・ 地域における見守りや支え合い活動を推進する。
  - ・ ボランティアの養成を進める。



### 3. 地域福祉計画と地域福祉活動計画について

#### (1) 地域福祉計画

「地域福祉計画（市町村地域福祉計画）」とは、『社会福祉法』第107条の規定に基づき、住民に最も身近な市町村が、地域福祉推進の主体である住民等の参加を得ながら、地域の様々な福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた施策や体制等を計画的に整備するための計画です。

なお、改正社会福祉法に基づき、高齢者、障がい者、児童等の福祉の各分野における共通的な事項を横断的に記載する、いわゆる福祉分野の「上位計画」に位置づけられました。

#### ■社会福祉法と「地域福祉」

##### （地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

#### ■社会福祉法における地域福祉計画の位置づけ

##### （市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業※を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

※

- 1 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 2 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 3 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

## (2) 地域福祉活動計画

「地域福祉計画（市町村地域福祉計画）」が行政の計画であるのに対して、「地域福祉活動計画」は、地域福祉推進のために社会福祉協議会が中心となって策定する活動・行動計画と位置づけられています。

地域福祉活動計画策定指針の概要（全国社会福祉協議会 平成15年11月）

### 第1章 地域福祉活動計画策定の考え方

#### 1. これからの「地域福祉活動計画」づくりの基本的な視点

地域福祉活動計画の策定にあたっては、市区町村地域福祉計画の法制化ならびにそこでの「住民参加」の強調、近年のNPO団体を含む市民活動の活躍、地方分権の推進等地域福祉をめぐる環境の大きな変化を踏まえ、以下のような視点を持つ必要がある。

- ① 市区町村社協は、積極的に地域福祉計画策定に協力するとともに、地域福祉活動計画を一体的に策定する。
- ② 「住民参加」に徹底して取り組む。
- ③ 福祉分野における互助住民活動の広がりの中で民間の活動計画としての性格を明確にする。

#### 2. 地域福祉活動計画とは何か

地域福祉活動計画とは、社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を営業者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画であり、その内容は、福祉ニーズが現れる地域社会において、福祉課題の解決を目指して、住民や民間団体の行う諸々の解決活動と必要な資源の造成・配分活動などを組織だてて行うことを目的として体系的かつ年度ごとにとりまとめた取り決めである。

### 社会福祉協議会について

社会福祉協議会は社会福祉法第109条に規定され、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、以下の事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とした団体です。

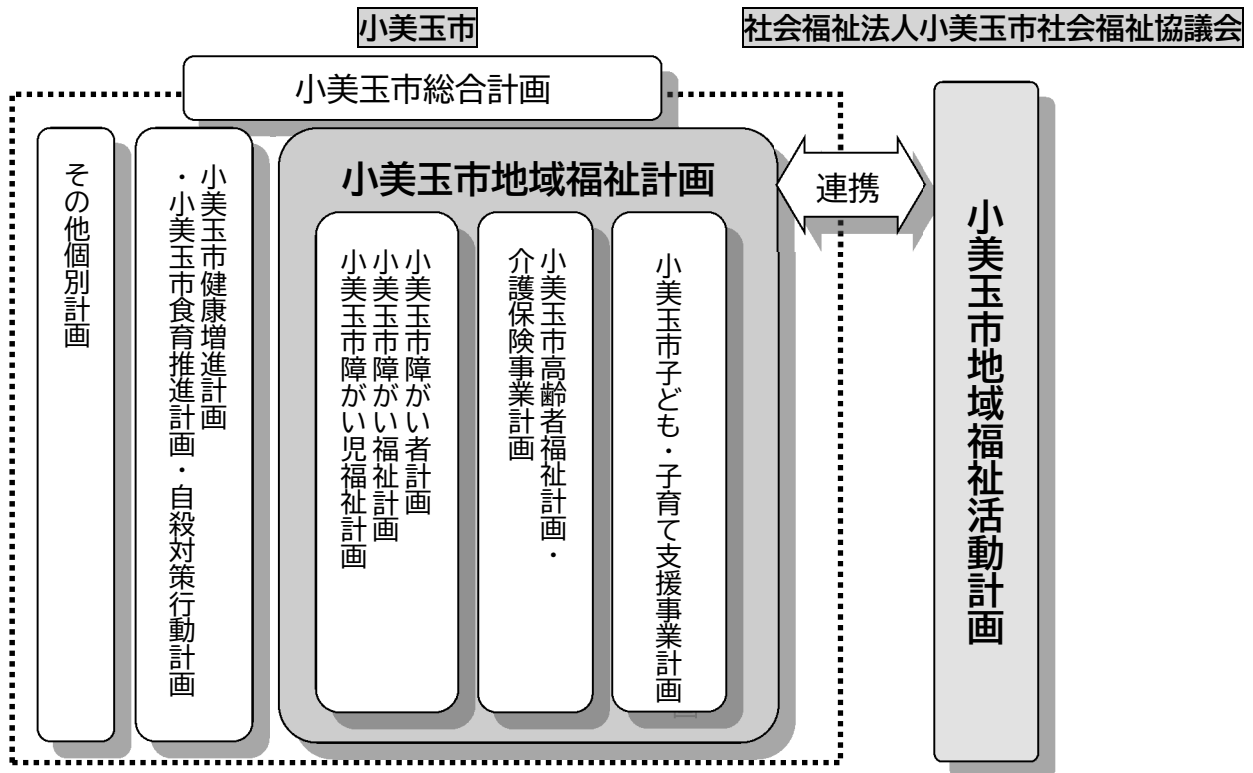
- 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

## 4. 計画の位置づけ

本計画は、市政運営の基本方針である「小美玉市総合計画」の部門別計画としての性格をもっています。高齢者、障がい者、子どもなどの福祉に関連する市の個別計画の上位計画かつ横断的に接続する計画として、市民主体のまちづくりや市民参画を促し、市民の生活全般にわたる福祉の向上を図ることを目的としています。

これと連携する形で社会福祉協議会が「地域福祉活動計画」を策定し、具体的な地域福祉活動に取り組む指針とします。

### ■計画の位置づけ



#### ■小美玉市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

「高齢者福祉計画」は、老人福祉法第20条の8の規定に基づき高齢者の福祉水準の向上を図ることを目的に定めた計画です。また、「介護保険事業計画」は、介護保険法第117条の規定に基づき、地域の要介護者等がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護に係る保険給付を円滑に実施するために定めた計画です。

#### ■小美玉市障がい者計画 小美玉市障がい福祉計画 小美玉市障がい児福祉計画

「障がい者計画」は、障害者基本法第9条第3項の規定に基づき、本市における障がい者のための施策に関する基本的な事項を定めた計画です。また、「障がい福祉計画」は障害者総合支援法第88条の規定に基づき、国の基本的方針に沿って、本市の障がい福祉サービス、相談支援体制及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関して定めた計画です。「障がい児福祉計画」は児童福祉法第33条の20の規定に基づき、国の基本的方針に沿って、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保に係る目標や見込量について定めた計画です。

#### ■小美玉市子ども・子育て支援事業計画

「子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づき、国の基本指針に即して、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画を定めるものです。

#### ■小美玉市健康増進計画・食育推進計画・自殺対策行動計画

「小美玉市健康増進計画・食育推進計画・自殺対策行動計画」は、生活習慣病の発症予防と重症化予防に重点を置き、子どもから高齢者までそれぞれのライフステージに応じた健康づくりを社会全体で推進することにより、市民の健康寿命（できるだけ寝たきりにならない状態で自立して生活できる期間）を延ばす取組等に関する計画です。

## 5. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、以下のような体制により、現状や課題を把握するとともに、計画の内容について協議を進めました。

### ①小美玉市地域福祉計画策定委員会の設置

地域福祉に関する事項を審議するため、市民、区長、民生委員・児童委員<sup>※1</sup>、学識経験者、福祉に関する団体及び事業者、市議会議員、行政機関関係者で構成する策定委員会を設置しました。

### ②アンケート調査の実施

令和2年2月に「小美玉市地域福祉計画改定のためのアンケート調査」を実施しました。

### ③パブリックコメントの実施

計画に市民の意見を反映させるために令和2年12月にパブリックコメント<sup>※2</sup>を実施しました。

## 6. 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画の期間とし、必要に応じて見直しを行います。

平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
小美玉市地域福祉計画 (第2次計画)									
					小美玉市地域福祉計画 (第3次計画)				

※1 民生委員・児童委員：民生委員法に基づき、厚生労働大臣が委嘱し、児童福祉法に定める児童委員も兼ねている。職務は、地域住民の生活状態の把握、要援助者の自立への相談援助・助言、社会福祉事業者又は社会福祉活動者との密接な連携・活動支援、福祉事務所その他の関係行政機関の業務への協力など。

※2 パブリックコメント：重要な政策などを決定する際に、あらかじめ原案の段階から公表して広く意見を求め、それを考慮して最終的な意思決定を行うとともに、寄せられた意見に対して行政の考え方を公表する仕組み。

# 第2章 地域福祉に関する現状と課題

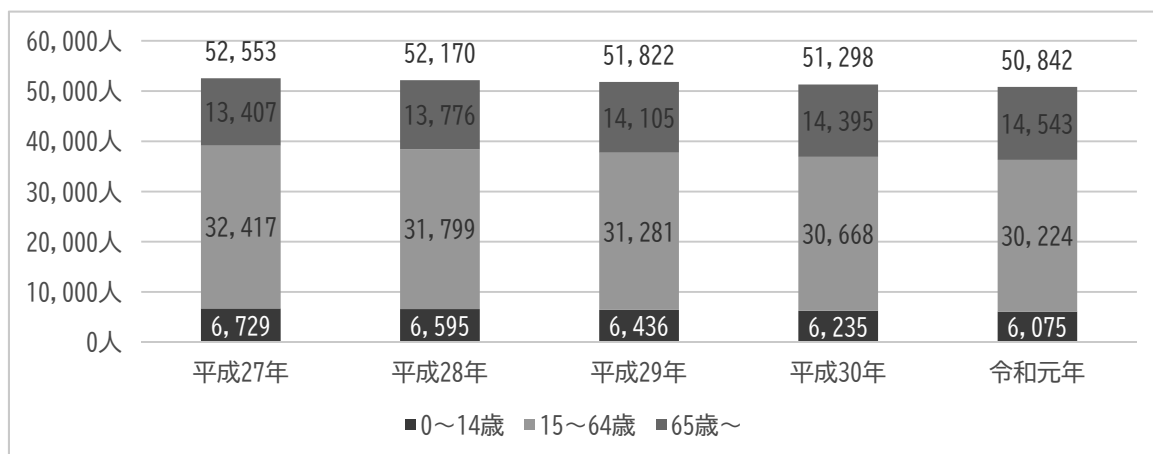
## 1. 人口や世帯の状況

### (1) 人口の推移

本市の人口は、緩やかに減少しています。

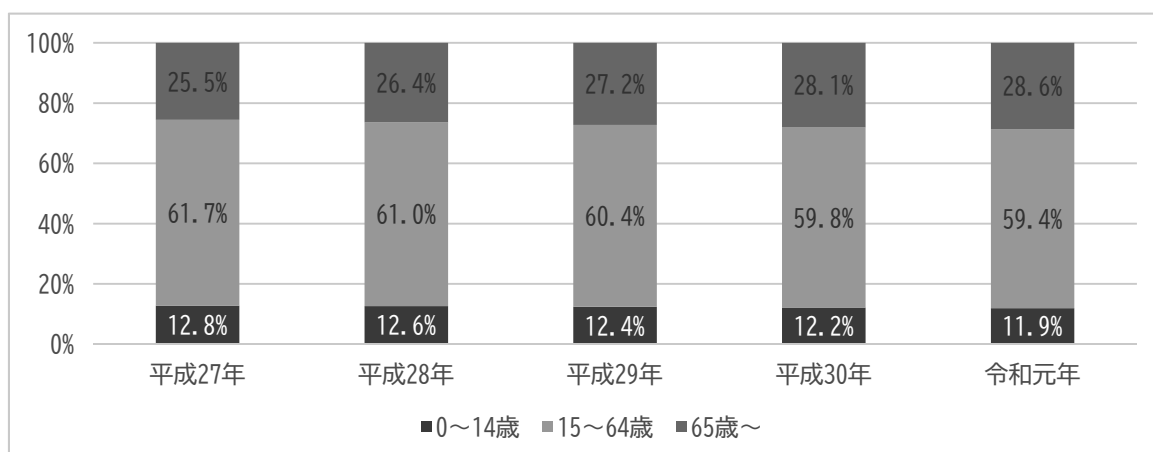
また、年齢3区分の推移をみると、生産年齢人口割合、年少人口が年々減少している一方で、65歳以上の高齢者人口は増加しており、今後も高齢化が進行する見通しです。

#### ■人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

#### ■年齢3区分比率の推移

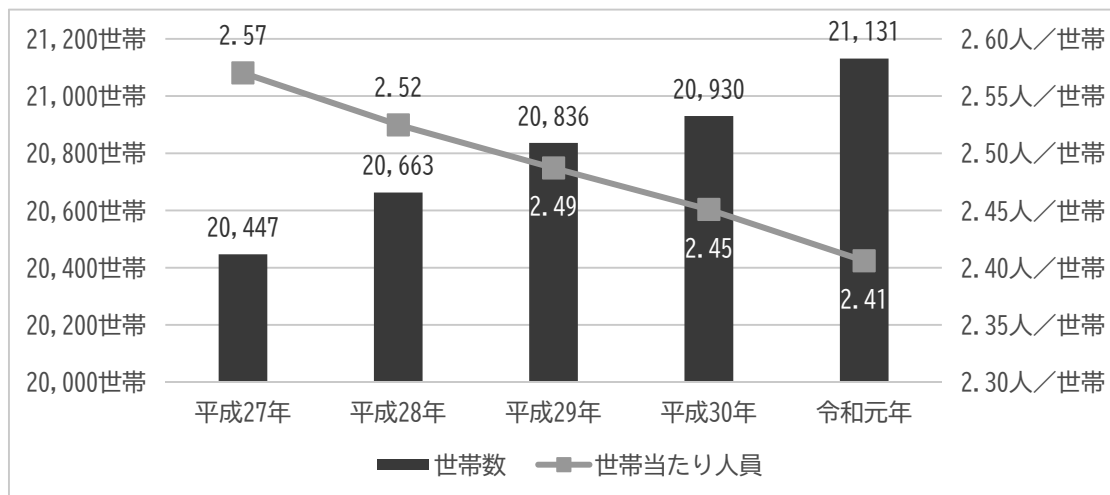


資料：住民基本台帳（各年4月1日）

## (2) 世帯数の推移

世帯数は、増加傾向で推移している一方、一世帯当たりの人員は減少傾向となっており、令和元年は2.41人と、世帯の細分化が進んでいます。

■世帯数の推移

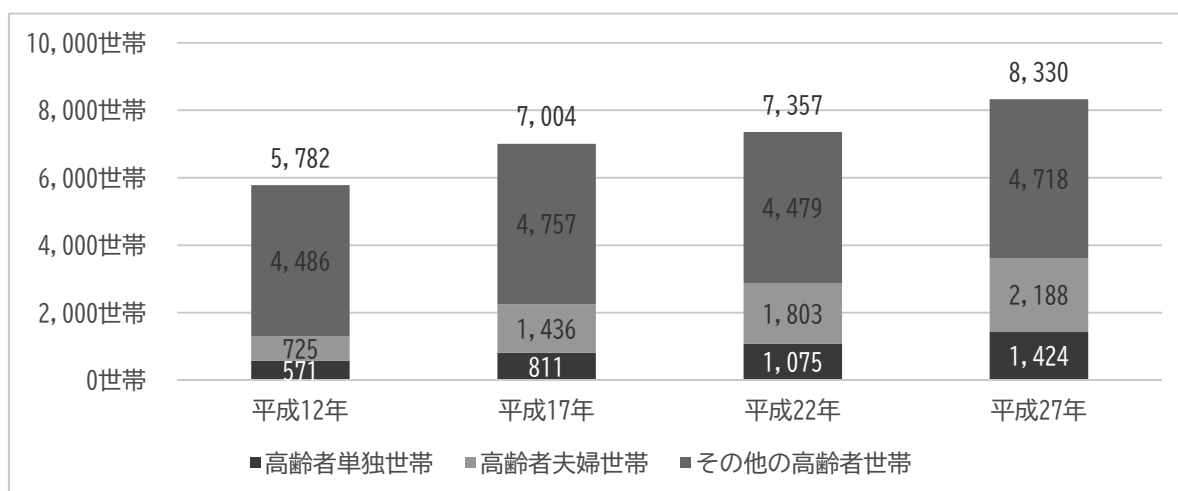


資料：住民基本台帳（各年4月1日）

## (3) 高齢者世帯の状況

高齢者世帯の状況は、65歳以上の高齢者がいる世帯が増加しています。また、高齢者世帯の中でも高齢者単独世帯や高齢者夫婦世帯(夫婦のみの世帯で、夫婦のどちらか又は両方が65歳以上)が増加しています。

■高齢者世帯の推移

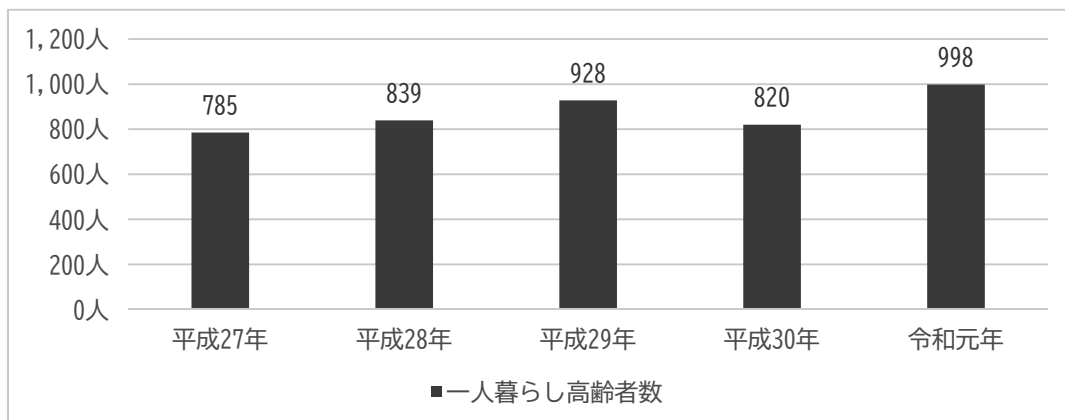


資料：国勢調査（各年10月1日）

#### (4) 一人暮らし高齢者の推移

一人暮らし高齢者は、令和元年現在で998人となっており、おおむね増加傾向です。

##### ■一人暮らし高齢者の推移

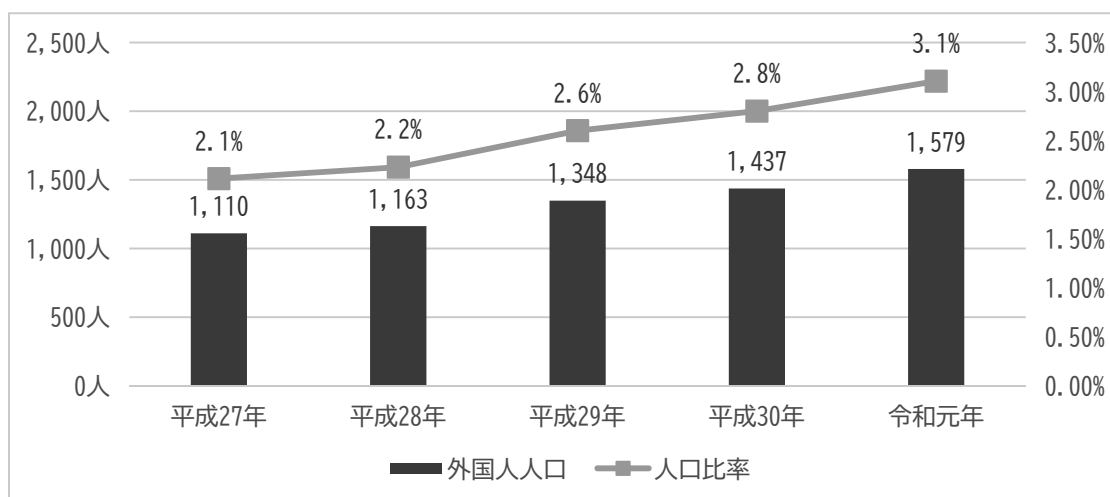


資料：事業計画書（各年4月1日）

#### (5) 外国人人口の推移

外国人人口は、令和元年現在で1,579人となっており、増加傾向です。また、人口比率も上昇傾向です。

##### ■外国人人口の推移



資料：住民基本台帳人口（各年10月1日）

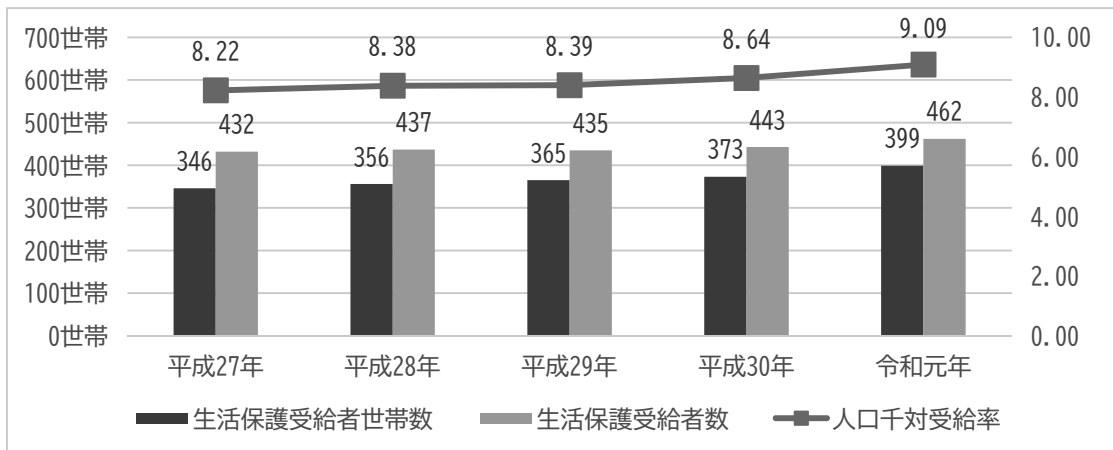
## 2. 支援を必要とする市民の状況

### (1) 生活保護受給者世帯数及び受給者数

生活保護受給者世帯数及び受給者数は、いずれも増加傾向で推移しており、人口千対受給率も上昇傾向です。

本市では、生活困窮者自立支援法等に基づき、自立相談支援事業や住居確保給付金支給事業、子どもに対する学習支援事業等を実施しており、今後も生活保護受給に至る前の支援の強化とともに、生活困窮家庭の子どもが引き続き生活困窮に陥る「貧困の連鎖」を防止するよう、支援を行うことが求められています。

■生活保護受給者世帯数及び受給者数の推移

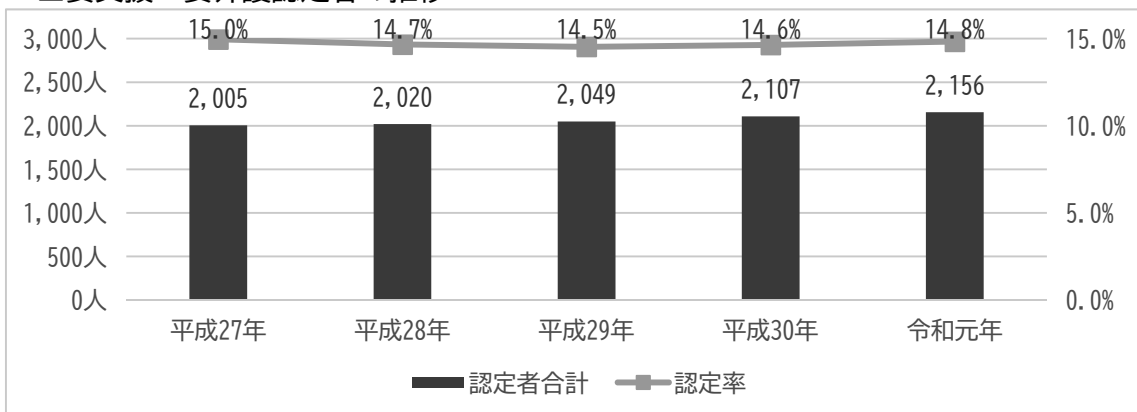


資料：事業計画書（各年4月1日）

### (2) 要支援・要介護認定者の推移

要支援・要介護認定者は、令和元年現在で 2,156 人となっており、年々増加しています。認定率は、ここ5年はおおむね横ばいで推移しています。

■要支援・要介護認定者の推移



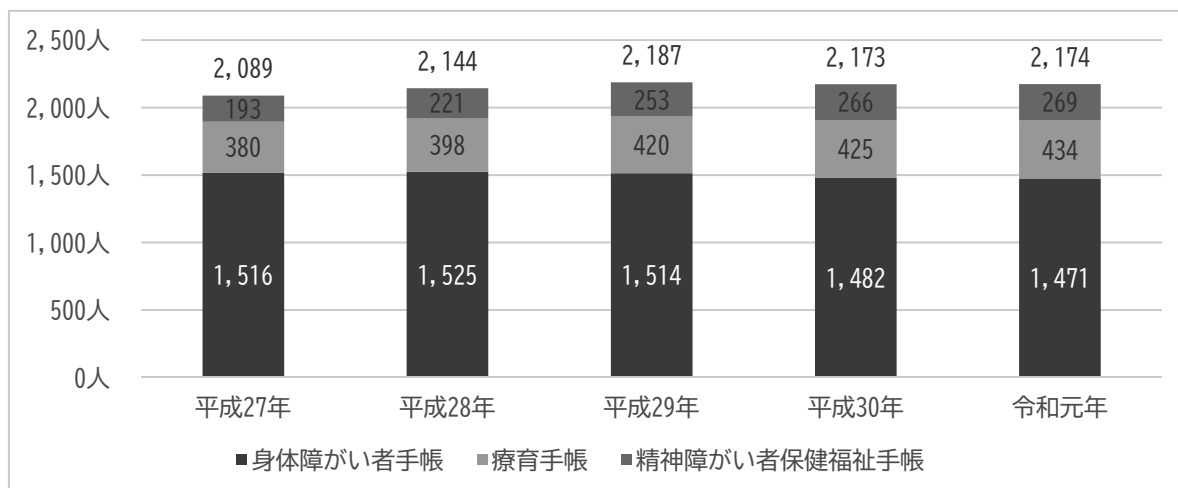
資料：介護保険事業状況報告（各年9月末）



### (3) 障がい者手帳所持者数の推移

障がい者手帳所持者数は令和元年では 2,174 人となっています。

#### ■障がい者手帳所持者数の推移



資料：事業計画書（各年4月1日）

### 3. 地域の状況

#### (1) 自治会の状況

自治会は一定の地域内に住む人々が地域住民のふれあいの場をつくり、あるいはお互いに助け合い協力をすることで、快適で住みよいまちを作るための最も身近な自治組織です。

自治会の数は、小川地区 51、美野里地区 50、玉里地区 19 となっています。

#### ■自治会の状況

小川地区		美野里地区		玉里地区	
1 本田町	27 世楽	52 堅倉	78 寺崎	102 岡	
2 中田宿	28 佐才	53 大曲	79 竹原	103 大井戸平山	
3 大町	29 上吉影	54 仲丸	80 竹原下郷	104 川中子	
4 川岸	30 前原	55 西明地	81 中野谷	105 上高崎	
5 横町	31 飯前	56 小岩戸	82 上馬場	106 下高崎	
6 橋向	32 上合	57 上小岩戸	83 竹原中郷	107 玉里中台	
7 坂上	33 前野	58 西郷地	84 小曾納	108 松山	
8 坂下	34 宿	59 柴高	85 花野井	109 第二東宝	
9 二本松	35 下吉影荒地	60 上鶴田	86 中台	110 大宮	
10 下馬場	36 下吉影本田	61 下鶴田	87 希望ヶ丘	111 田木谷駅前	
11 小埜	37 貝谷	62 長砂	88 大谷	112 田木谷	
12 立延	38 下吉影南原	63 三箇	89 金谷久保	113 新田木谷	
13 中根	39 下吉影古新田	64 先後	90 十二所	114 栗又四ヶ	
14 下田(一)	40 百里自営	65 橋場美	91 高場	115 みどり野	
15 下田(二)	41 百里開拓	66 清風台	92 羽鳥	116 第三東宝	
16 宮田	42 羽木上	67 張星	93 脇山	117 玉里団地	
17 幡谷	43 与沢	68 部室	94 花館	118 野村田池	
18 川戸	44 外之内	69 納場	95 駅前	119 新高浜第一	
19 稻荷坪	45 倉数川前	70 江戸	96 東平	120 新高浜第二	
20 野田本田	46 倉数川向	71 江戸住宅	97 旭		
21 新林	47 与沢百里	72 羽刈	98 羽刈前		
22 野田古新田	48 清水頭	73 五万堀	99 羽鳥市営住宅		
23 隠谷	49 山野	74 北浦	100 中峰		
24 鷺沼	50 田中台	75 高田	101 羽鳥東		
25 伏沼	51 小川ニュータウン	76 手堤			
26 山川		77 大笹			
51		50		19	

## (2) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、社会福祉の増進のため、地域住民の生活状態を必要に応じて適切に把握するための調査や要保護者への保護指導、社会福祉施設への連絡・協力などを行う「民生委員」と、児童の生活環境の改善・福祉・保健など児童福祉に関する援助・指導を行う「児童委員」という二つの大きな役割を担っています。主任児童委員は、児童福祉に関する事項を専門に担当し、児童関係機関との連絡・調整、地域を担当する児童委員と一体となって、児童福祉の推進に努めています。現在市では、民生委員・児童委員 88 人が活動しています。

## (3) 老人クラブ

老人クラブは、市内の 60 歳以上の方の自主的な団体で、教養の向上、健康増進などを中心に活動しています。令和 2 年現在老人クラブ数は 58、会員数は 3,902 人となっており、5 年前（平成 27 年 老人クラブ数 68、会員数は 4,061 人）と比べて、クラブ数で 10、会員数で 159 人の減少となっています。

## (4) 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、住民や行政・専門家の参加のもと、ともに協働して、地域のまちづくりに関する福祉事業の連絡調整・調査・企画・事業の実施を担う社会福祉法に基づく公共的な性格を持った非営利の民間団体です。

社会福祉協議会では、地域の人々が抱えている様々な福祉課題を地域全体の問題としてとらえ、皆で支えあい、学びあいながら、誰もがありのままに、その人らしく住み慣れた地域で暮らせることを目指して、地域、行政、関係機関・団体と連携しながら、地域福祉活動、ボランティア活動、児童・生徒健全育成事業等各種の福祉活動を展開しています。令和 2 年現在の社会福祉協議会の会員数は 8,993 件となっており、5 年前（平成 27 年会員数は 10,272 人）と比べて、1,279 人の減少となっています。

## (5) ボランティア団体・NPO 法人の状況

小美玉市社会福祉協議会が運営するボランティアセンターに登録しているボランティア団体は 41 団体あり、様々な分野で活動を行っています。

また、ボランティアセンター登録者数については、令和 2 年現在 843 人となっており、5 年前（平成 27 年登録者数は 682 人）と比べて、161 人の増加となっています。

一方、「NPO」とは、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う営利を目的としない団体の総称です。このうち「NPO 法人」とは、特定非営利活動促進法（NPO 法）に基づき法人格を取

得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称です。現在市には、保健・医療・福祉、まちづくり、環境などの分野で活動する9つの団体があります。

■市内 NPO 法人一覧

玉里しみじみの村	小美玉市及び都市部在住者に対して、住民主体の魅力的なまちづくりの推進に関する事業を行い、農村と都心の交流、及び市民間交流の促進に寄与することを目的とする。
障害者雇用促進協会	自立を目的として居住及び就業の場を必要としている障がい者の人々に対して、就労支援及びグループホーム等に関する事業を行い、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。
春きゃべつ	障がい者の自立助長の考えに基づき、障がい者の社会参加への意欲を高め、職業訓練などによる自立を促す活動を行う。また、社会の一員として地域に参加できるように働く場の確保と自活の支援を行い、障がい者の人権が保護される町づくりを推進することを目的とする。
CREATIVO 小美玉	世代を超えた人々のために、市民・企業・行政等と手をつなぎながら、スポーツ等の文化活動の事業を通じ青少年の健全育成、スポーツ指導者の養成等の活動を行うと共に、新たな居場所づくりの場を提供し、スポーツ等を楽しむことのできる環境整備の充実を目指す地域密着型の総合スポーツ事業を行い、スポーツ振興と地域の活性化に寄与することを目的とする。
小美玉スポーツクラブ	すべての人に対して、スポーツ全般の普及・発展を図り、スポーツ種目の枠を超えた交流を行い、豊かなスポーツ文化の醸成に寄与するとともに、スポーツ環境を整備し、活気ある町づくりを目指し、総合型地域スポーツクラブとして、スポーツを中心とした地域のネットワークの活性化と青少年の健全な育成を図ることを目的とする。
PAKISTAN CULTURE CENTRE JAPAN	広く一般市民、特に在日外国人とその家族などに対して、市民参加と相互扶助の精神のもと、国際交流の推進を目的とした交流会、イベント等の企画及び開催に関する事業、日常生活、教育等の相談、支援及び情報提供に関する事業等を行い、国際協力の推進及び人権擁護を図り、もって公益に寄与する。
和 sports action	すべての人に対して、スポーツ教室や大会などでスポーツ全般の普及・発展を図り、施設管理で芝生管理作業などスポーツ環境を整備し、活気ある町づくりを目指し、スポーツを中心とした地域のネットワークの活性化と青少年の健全な育成を図ることを目的とする。
全日本美術家作品保管協会	美術家の作品及び関係資料の散逸、埋没、滅失を防ぎ、恒久的修復・保存する世界初の事業を基礎に、地域へのインバウンド効果をもたらすとともに、美術作品の修復等の新規事業も起こし、また全国はもとより海外でも公開・展開する事業を視野に、一般市民や芸術・美術を目指す人々に対して、作品を1点でも多く、広く、飾って貰い、見て貰い、失われることが危惧される芸術・美術の日本文化への貢献を図り、当該作家の功績を称えることを目的とする。
ライブ	薬物・アルコール依存症並びにそれらによる後遺症者等に対して、依存症からの回復、自立生活の実現、社会復帰、社会参加の促進に関する支援及び依存症者に対する社会的地位の向上と一般市民の理解の推進に関する事業等を行い、地域社会の精神保健及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

資料：茨城県県民生活環境部女性活躍・県民協働課「茨城県認証NPO法人一覧表」（令和2年7月31日現在）

## (6) コミュニティ活動の状況

コミュニティとは、お互いの心がふれあい、つながり、共に楽しみ、お互いに助け合う地域共同体の事です。また、住民が日常生活の中で交流し連携を深め、共に力を合わせ知恵を出し合い、地域生活を豊かで充実したものにしていくことがコミュニティ活動です。本市では地区コミュニティとして9組織が活動しています。

### ■各地区コミュニティ一覧

- 納場地区コミュニティ
- 竹原地区コミュニティ
- ころふれあう羽鳥の会
- 住みよい堅倉地区をつくる会
- さわやかな野田をつくる会
- 玉里小学校コミュニティ
- 元気な玉里北小区をつくる会
- 玉川地区コミュニティ
- 上吉影小学校区コミュニティ

## 4. アンケート調査について

本計画の策定にあたり、市民の現状や意向を把握し、計画づくりに反映するために、アンケート調査を実施しました。

### ■ アンケート調査の実施状況

対 象	市内在住の20歳以上の市民（無作為抽出）
調査期間	令和2年2月3日～2月21日
配布・回収	郵送による配布・回収
配布数	2,000件
回収数	797件
回収率	39.9%

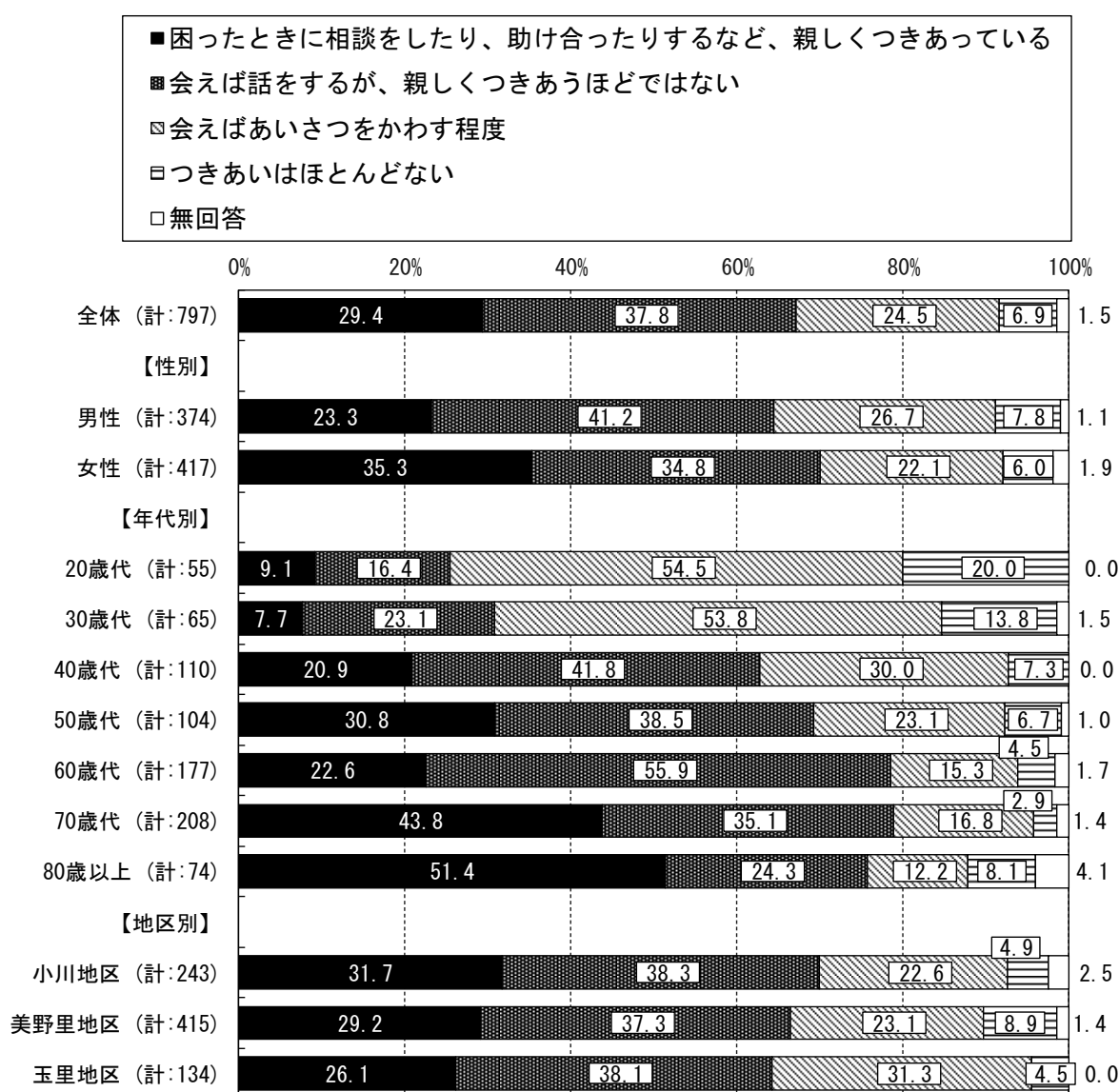
■集計結果の概要

(1) 地域とのかかわりについて

～年代が上がるほど、近所づきあいが深まる～

- 現在の近所づきあいの状況をみると「会えば話をするが、親しくつきあうほどではない」が約4割と最も多く、「困ったときに相談をしたり、助け合ったりするなど、親しくつきあっている」の約3割が続いています。また、年代が上がるほど、近所づきあいが深まる傾向があります。

現在、どのような近所づきあいをしているか

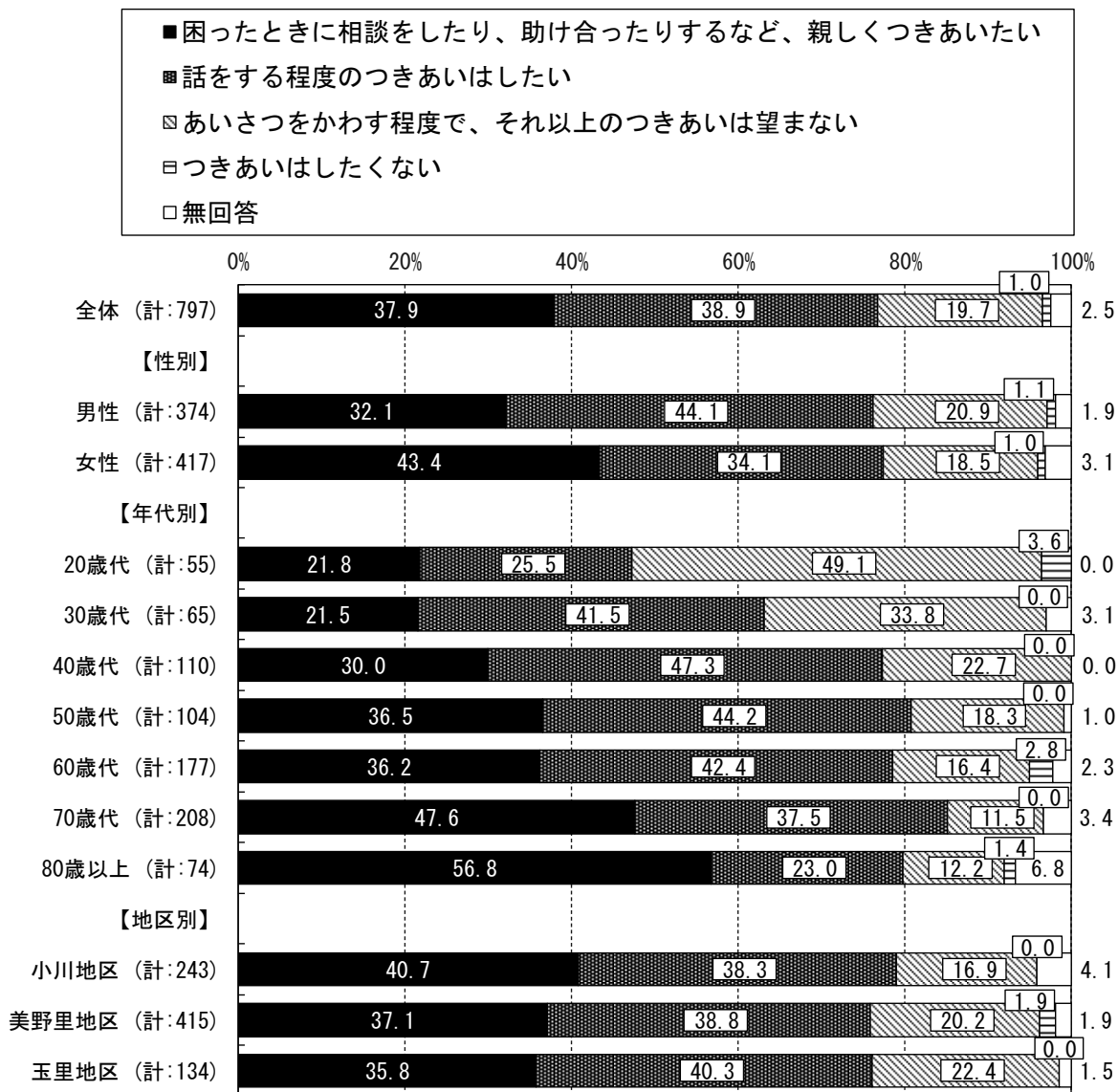


※全体の人数 (計:797) と各属性の人数の合計とは、無回答の方がいる関係で合致しない (以降のグラフも同様)。

～今以上に近所づきあいを深めたいと考える人がいる～

- 今後の近所づきあいについては「困ったときに相談をしたり、助け合ったりするなど、親しくつきあいたい」が約4割となっており、今以上に近所づきあいを深めたいと考える人がいることがうかがえます。

今後、どのような近所づきあいをしたいか

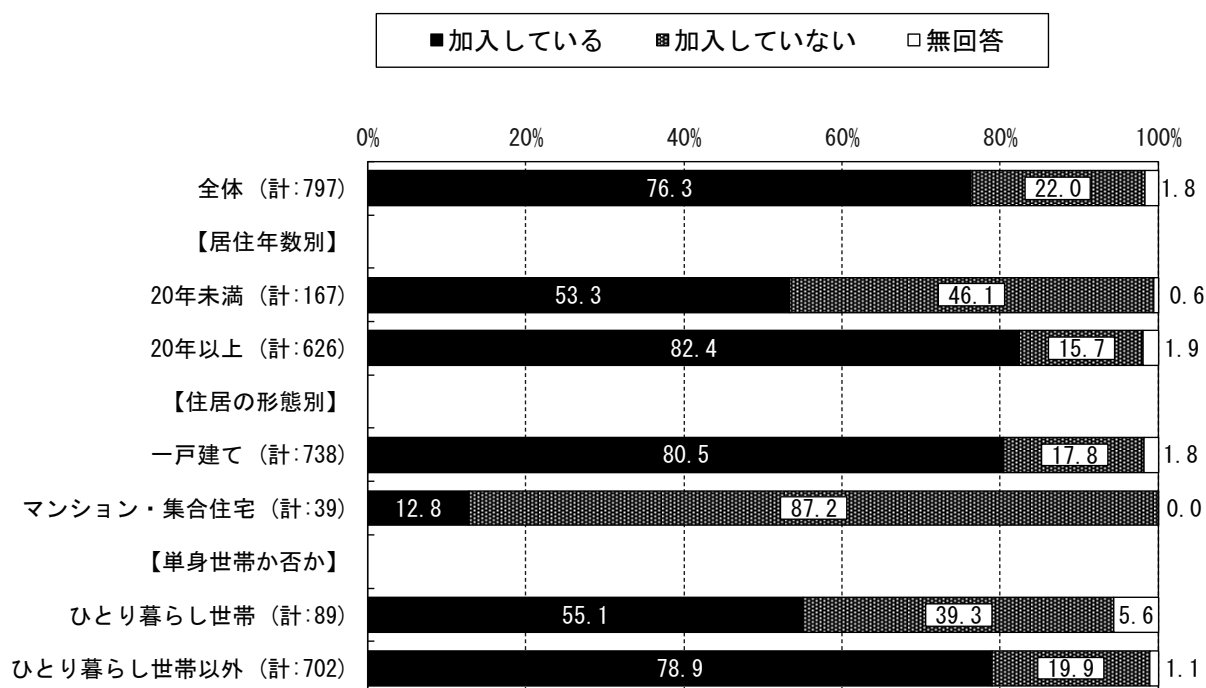




～一戸建てでは約8割、マンション・集合住宅では約1割と加入状況に差～

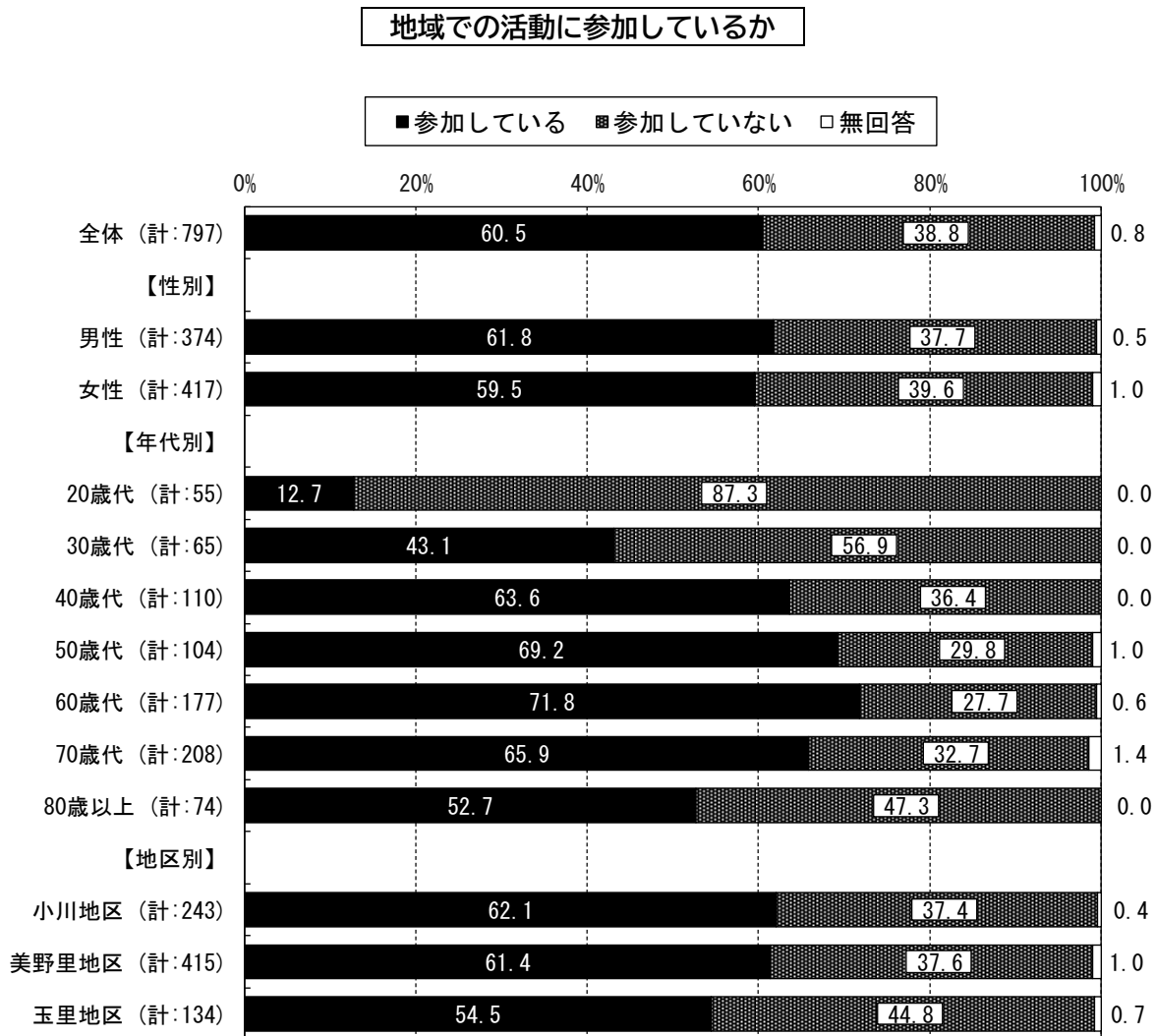
- 行政区・常会(班)の加入状況をみると、約4人に3人が「加入している」と回答しています。一方、住居の形態別でみると「加入している」割合は、一戸建てでは約8割、マンション・集合住宅では約1割と差が大きくなっています。また、居住年数が長くなるほど、加入割合も高まっています。

行政区・常会(班)に加入しているか(属性別)



～「参加している」が約6割～

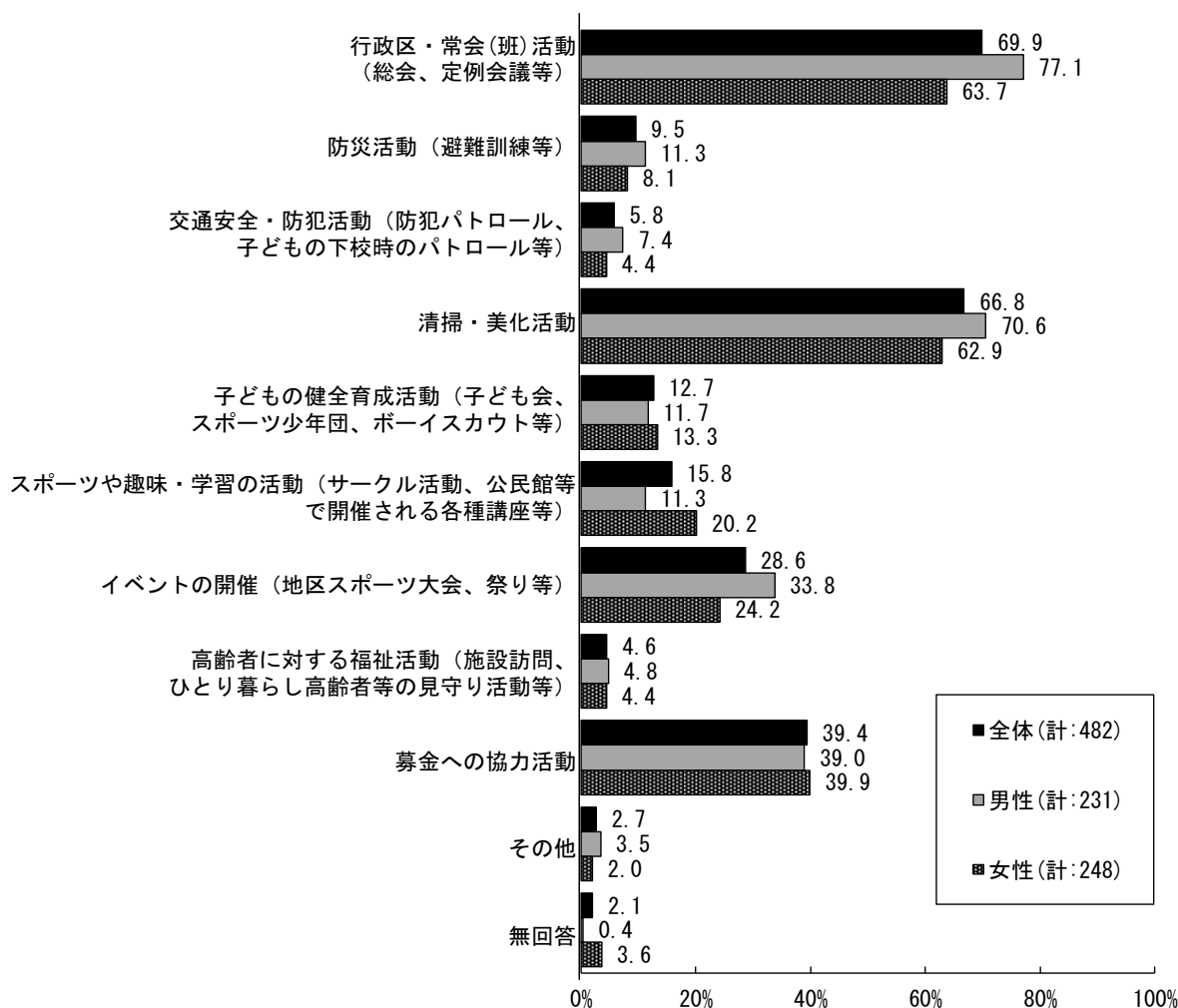
- 地域での活動（行政区・常会(班)や子ども会など）については「参加している」が約6割を占めています。



～「行政区・常会(班)活動（総会、定例会議等）」と「清掃・美化活動」が上位～

- 参加している地域活動では「行政区・常会(班)活動（総会、定例会議等）」と「清掃・美化活動」が約7割と高くなっています。

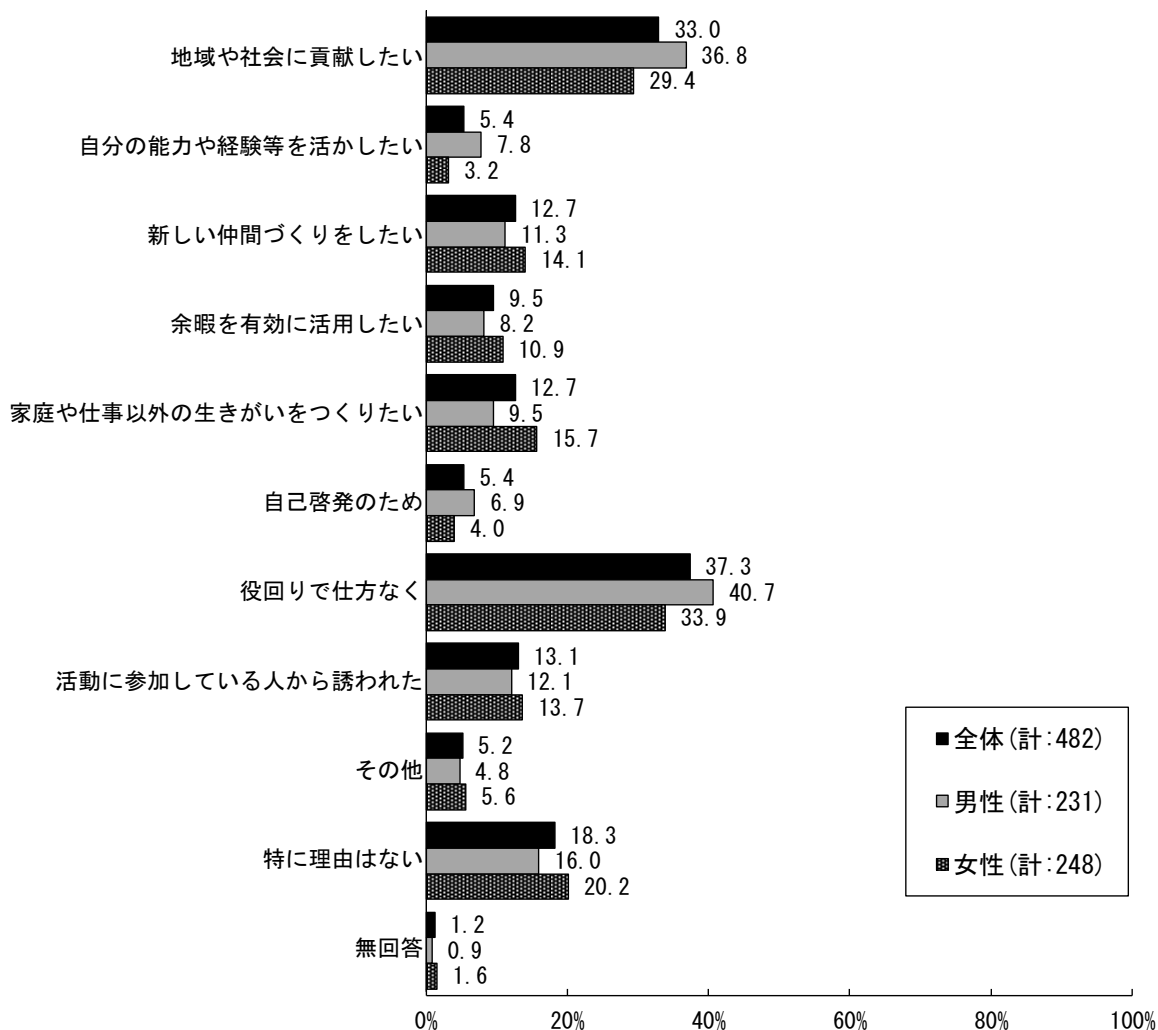
どのような地域活動に参加しているか（全体・性別）



～「役回りで仕方なく」と「地域や社会に貢献したい」に二分～

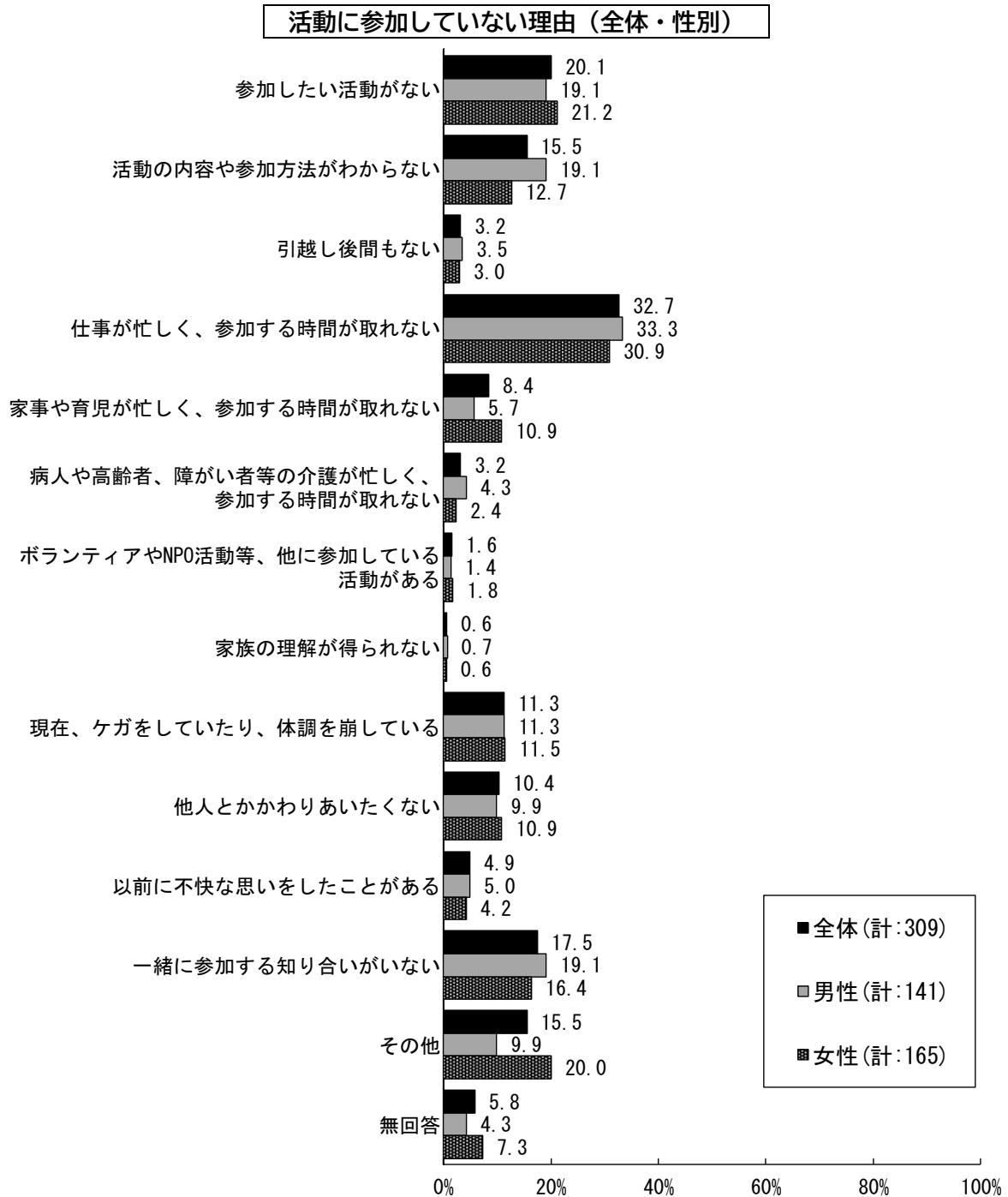
- 地域活動に参加した理由は「役回りで仕方なく」が約4割と最も多く、「地域や社会に貢献したい」の約3割が続いています。

活動に参加した理由（全体・性別）



～「参加したい活動がない」が2割～

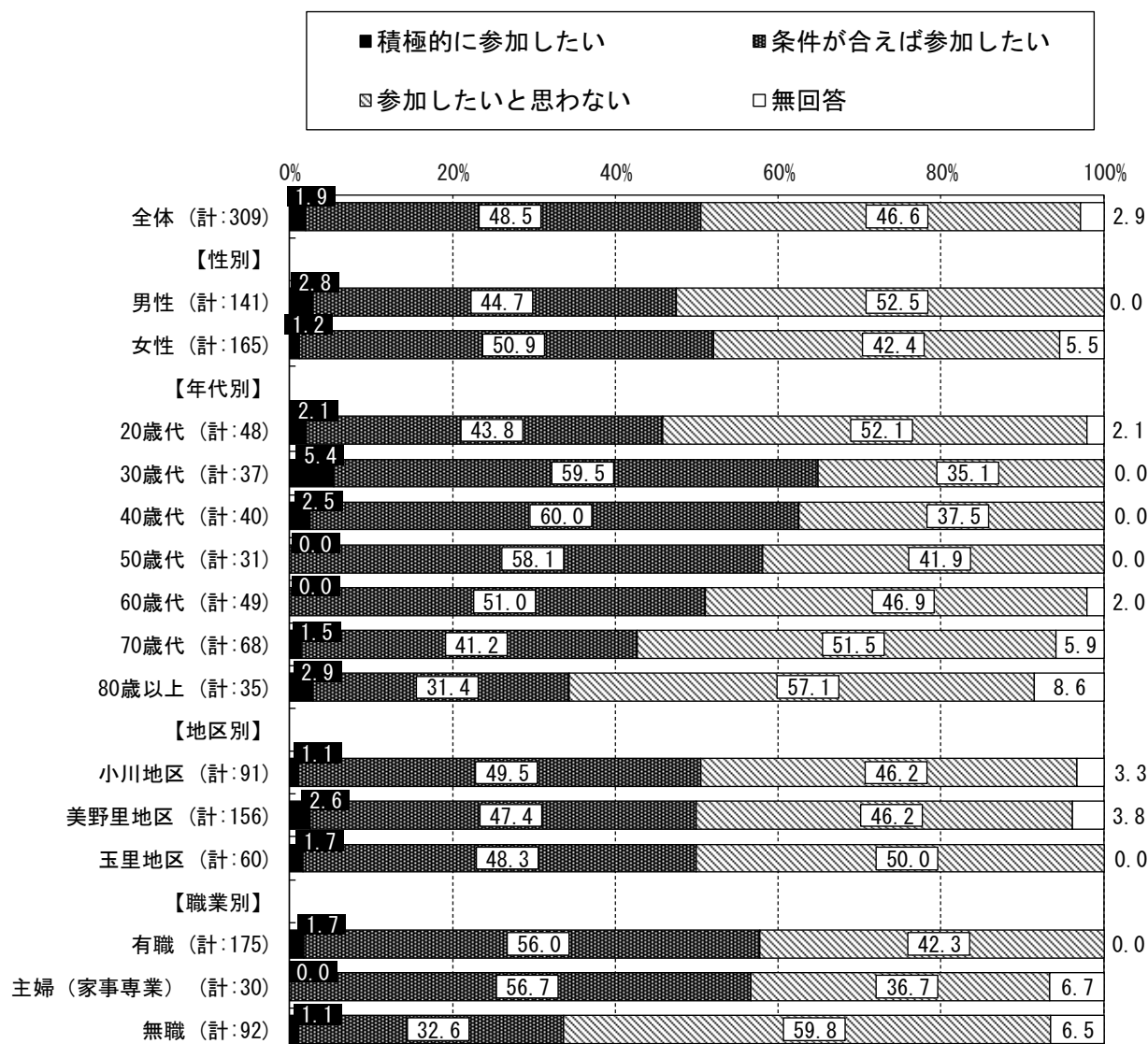
- 地域活動に参加していない理由は「仕事が忙しく、参加する時間が取れない」が約3割と最も多く、「参加したい活動がない」の2割が続いています。



～年代が下がるほど、“参加したい”の割合が高くなる～

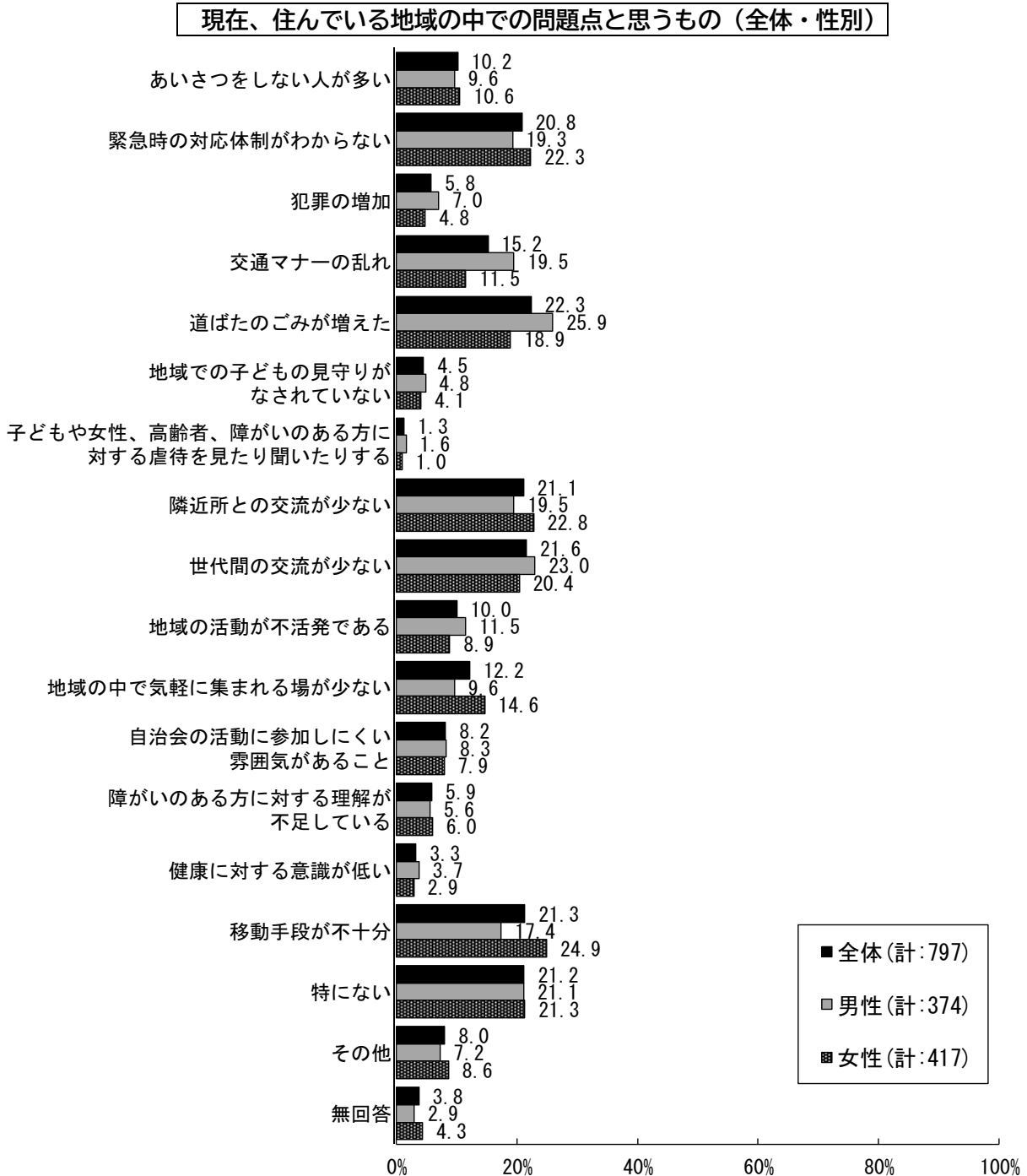
- 現状、地域活動に参加していない人の、今後の地域活動への参加意欲をみると、“参加したい”（「積極的に参加したい」又は「条件が合えば参加したい」）が半数を占めています。また、年代が下がるほど、“参加したい”の割合が高くなる傾向があります（一部年代を除く）。興味のある地域活動があり、時間等の条件が合えば、参加したいと思う人が多いことがわかります。

今後、地域活動に参加したいと思うか



～「道ばたのごみが増えた」、「世代間の交流が少ない」、「移動手段が不十分」が上位～

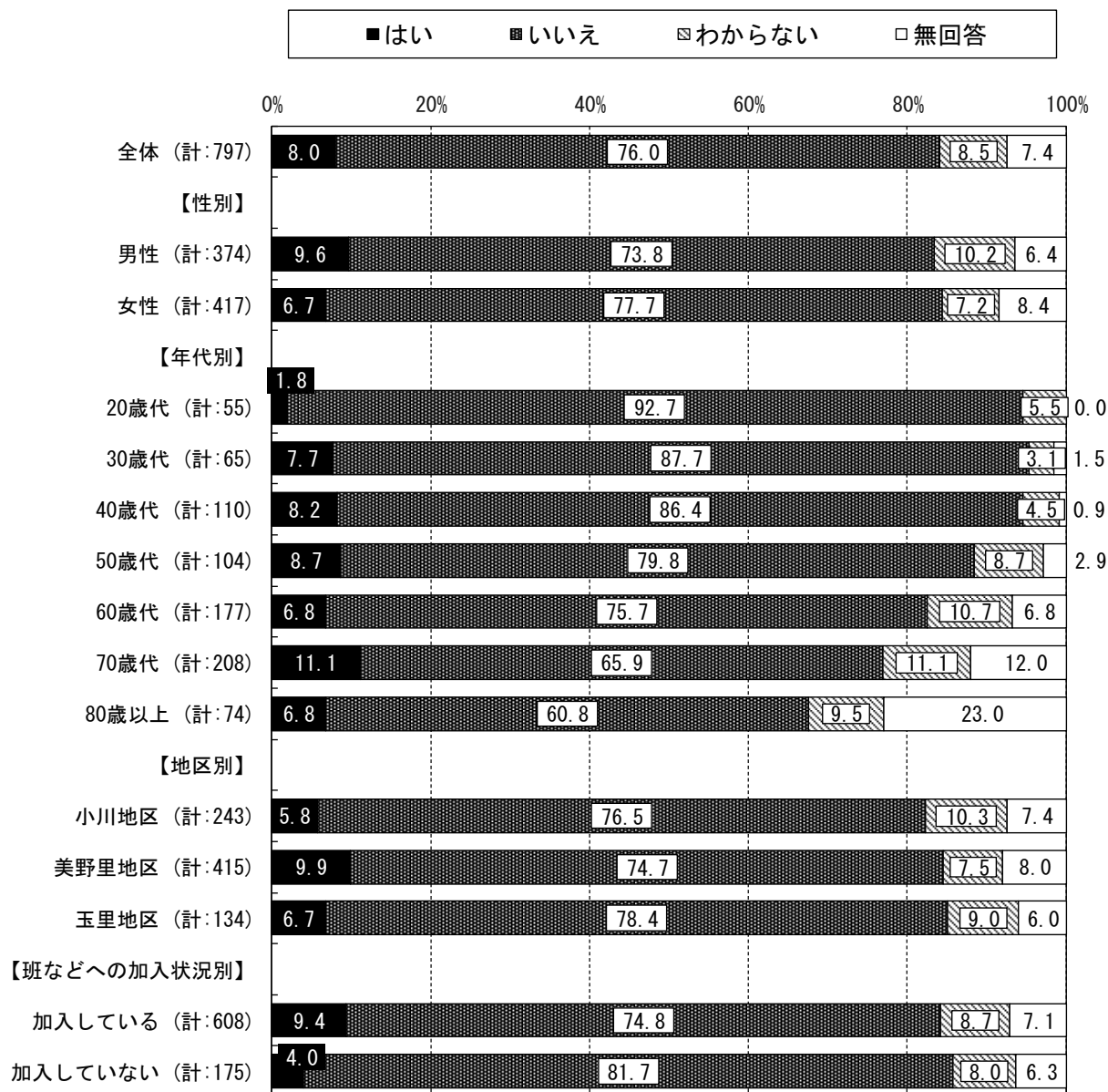
- 住んでいる地域の問題点では、「道ばたのごみが増えた」、「世代間の交流が少ない」、「移動手段が不十分」が約2割となっています。



～訓練、自主防災組織、いずれも参加率は約1割～

- 防災活動や災害など緊急時の対応についての取組では、<日ごろから地域の防災訓練に参加している>、<地域の自主防災組織に入っている>は全体の約1割となっています。

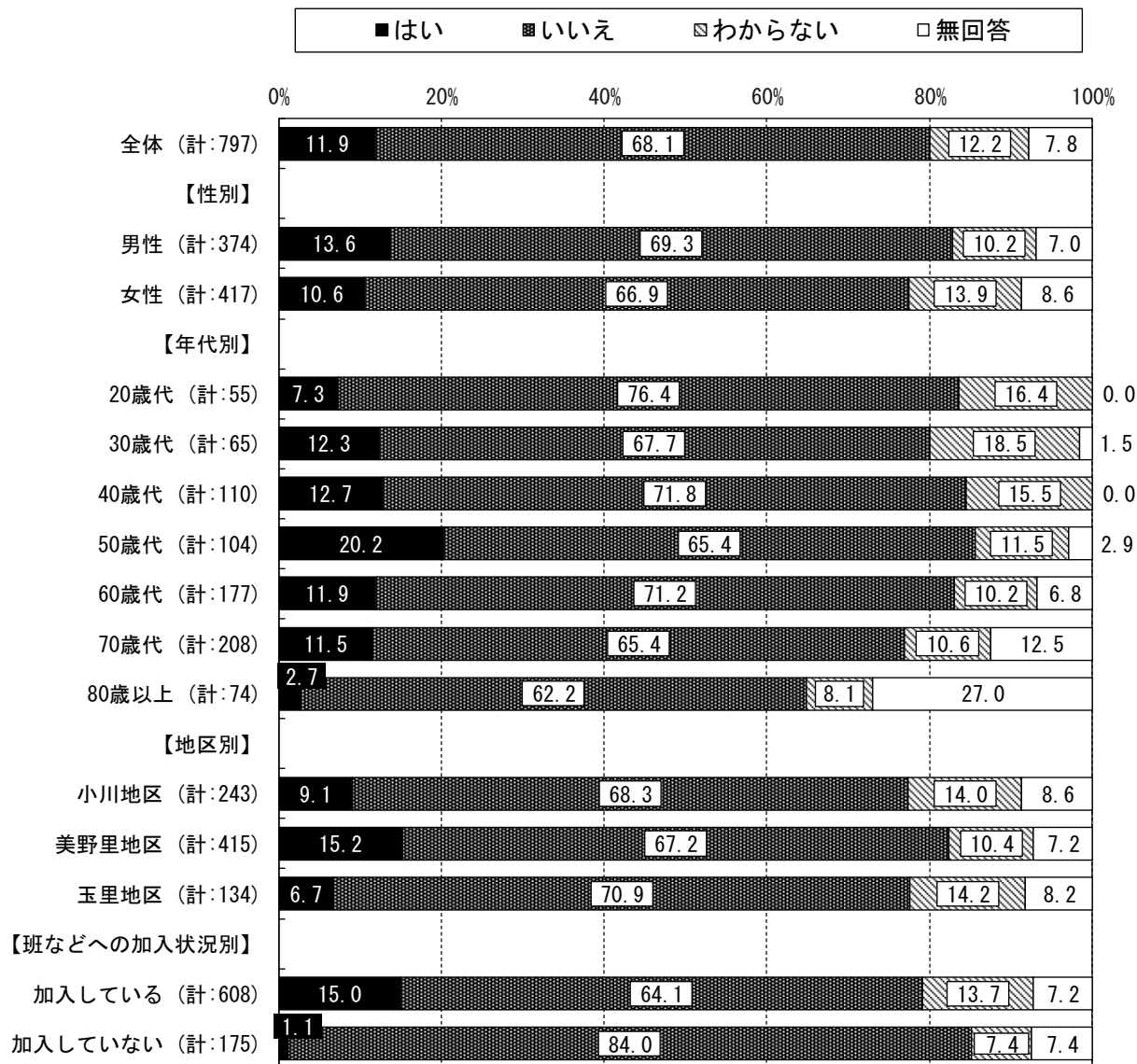
防災活動や災害など緊急時の対応についての取組や考え  
(ア) 日ごろから地域の防災訓練に参加している





防災活動や災害など緊急時の対応についての取組や考え

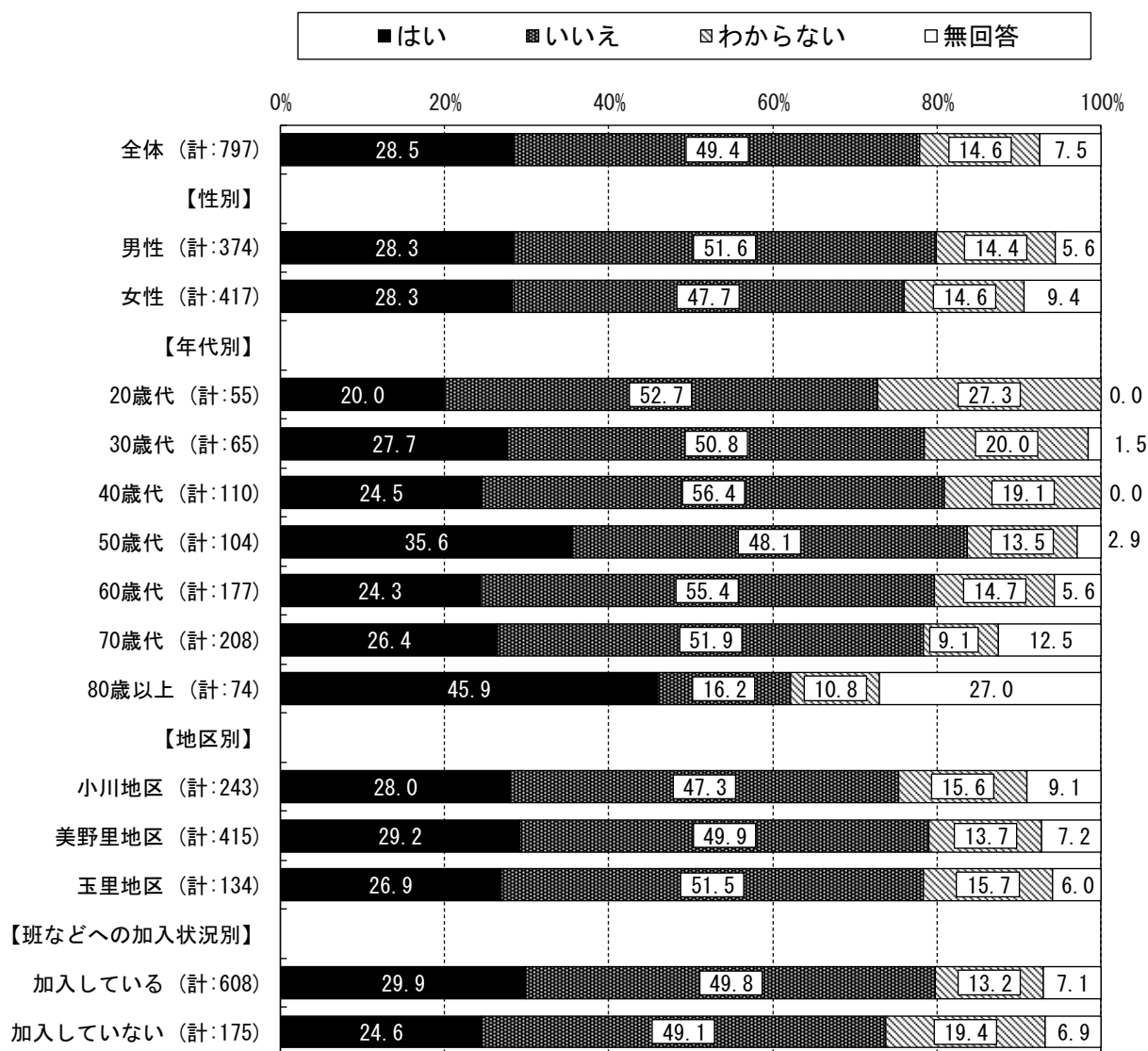
(イ) 地域の自主防災組織に入っている



～80歳以上では約半数が災害等発生時における手助けが必要～

- 80歳以上では、＜災害などの緊急時に、避難所への誘導などの手助けが必要である＞の割合が約5割となっており災害等発生時における手助けの必要性が読み取れます。

防災活動や災害など緊急時の対応についての取組や考え  
(工) 災害などの緊急時に、避難所への誘導などの手助けが必要である

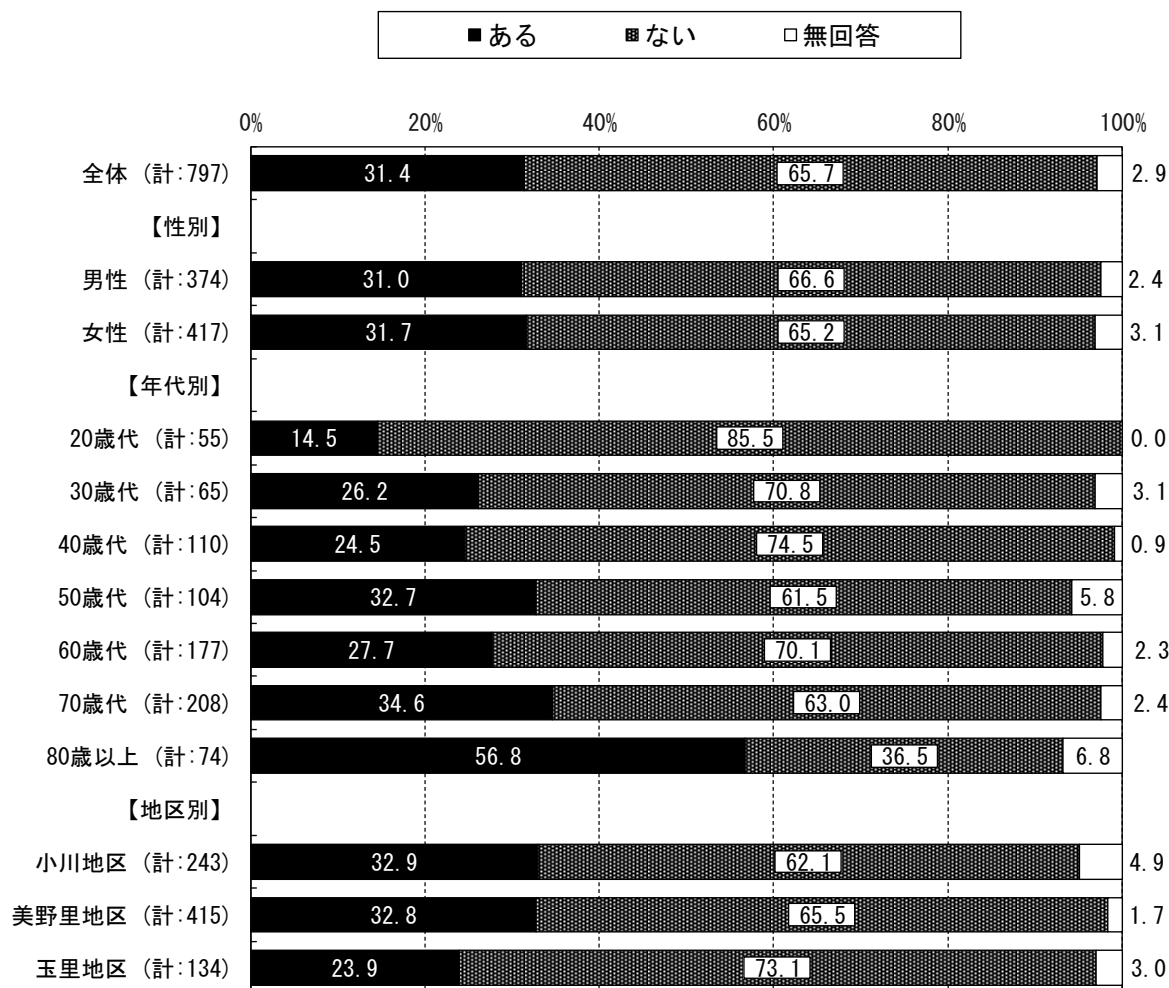


## (2) 生活上の悩み、住民同士の支え合いについて

～日常生活で困っていることが「ある」と回答した人は約3割～

- 日常生活で困っていることが「ある」と回答した人は、全体の約3割となっています。なお、年代が上がるほど、その割合は高くなる傾向にあります。

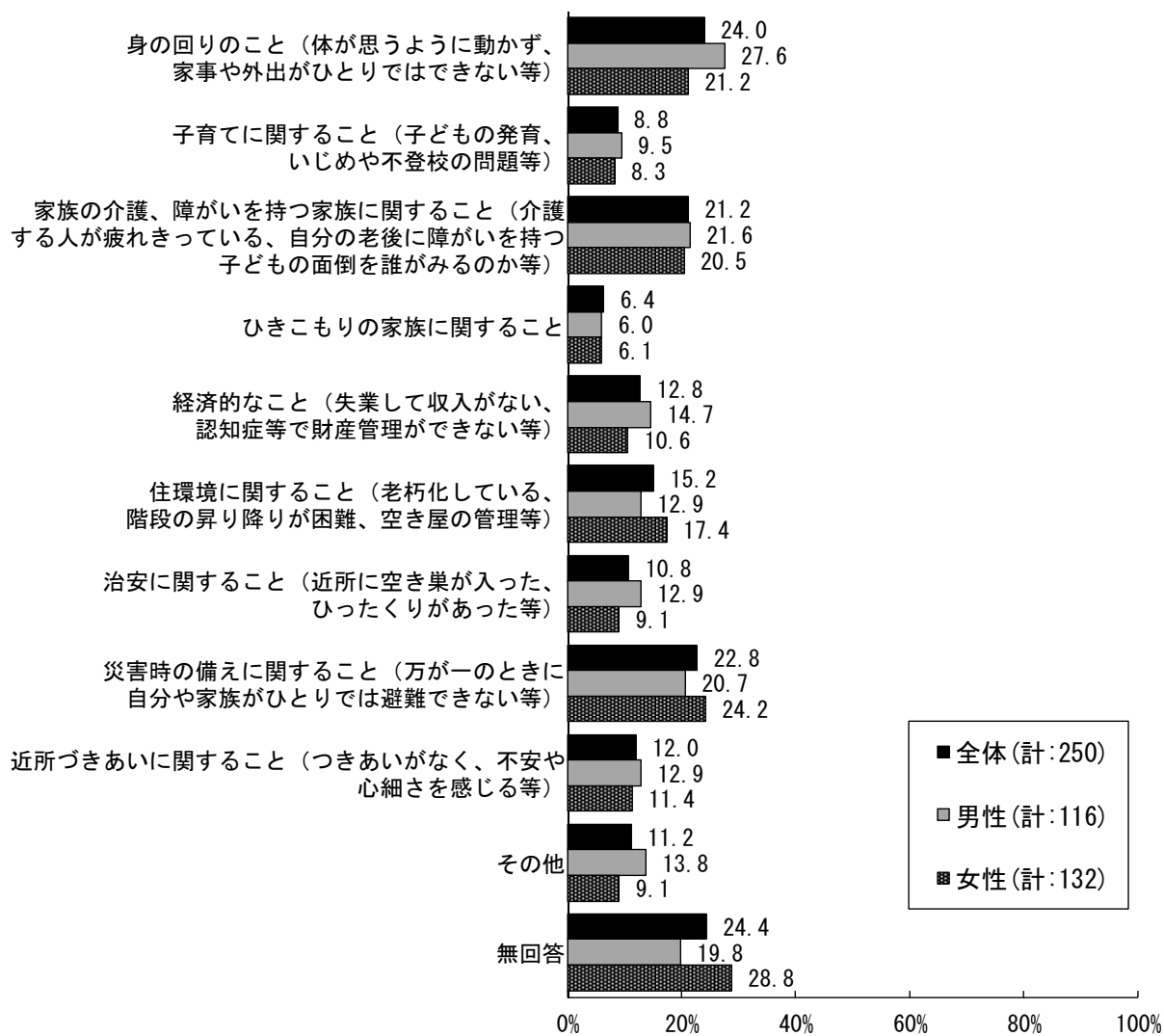
自身や身近な人が、日常生活で何か困っていることはあるか



～「身の回りのこと」、「災害時の備えに関すること」、「家族の介護、障がいを持つ家族に関すること」が上位～

- 困りごとの内容としては「身の回りのこと」、「災害時の備えに関すること」、「家族の介護、障がいを持つ家族に関すること」が約2割と多くなっています。

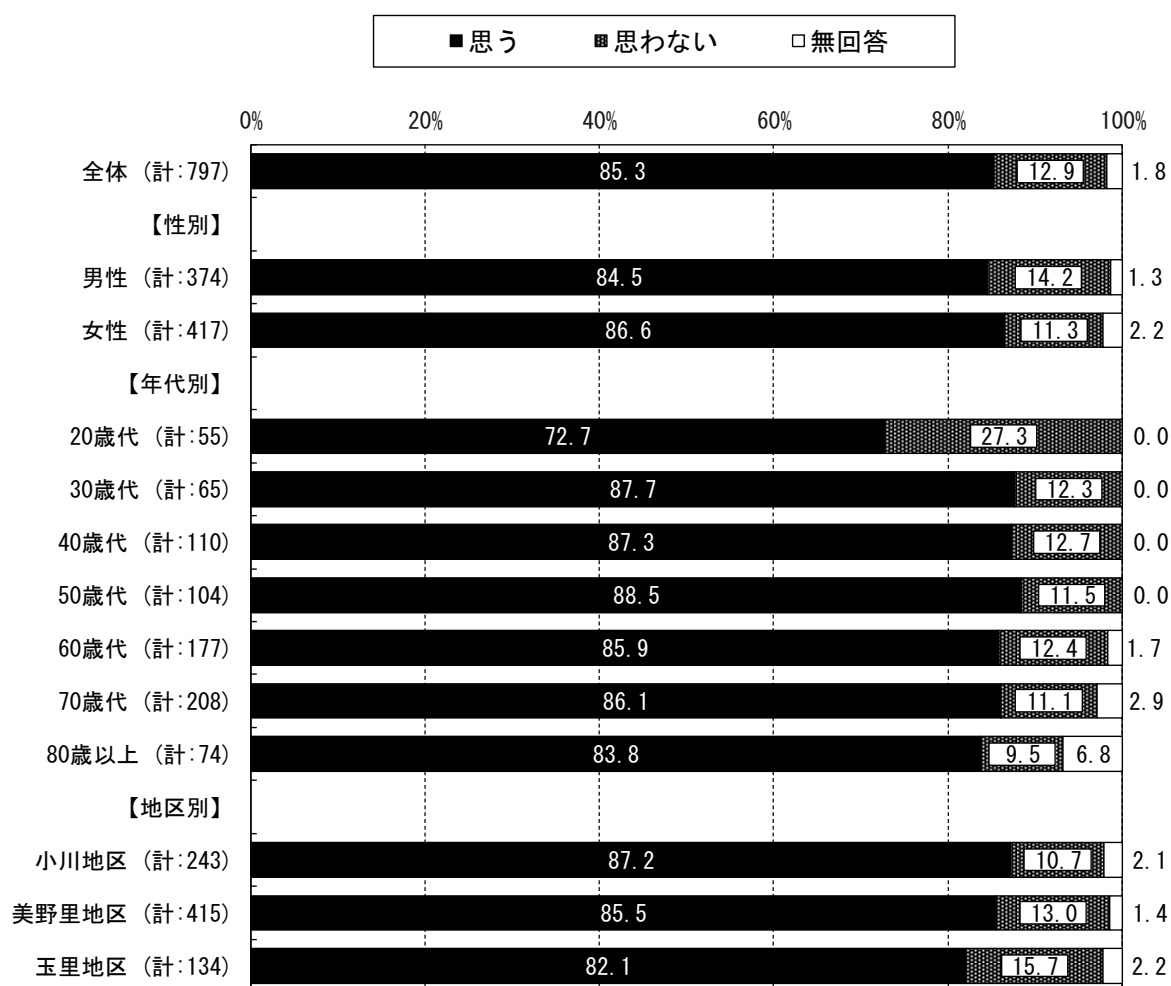
自身や身近な人が、日常生活で困っているのはどのようなことか（全体・性別）



～「（必要だと）思う」と回答した人が8割以上～

- 地域社会の中で、住民同士の支え合い活動の必要性について、「（必要だと）思う」と回答した人は、8割以上となっています。

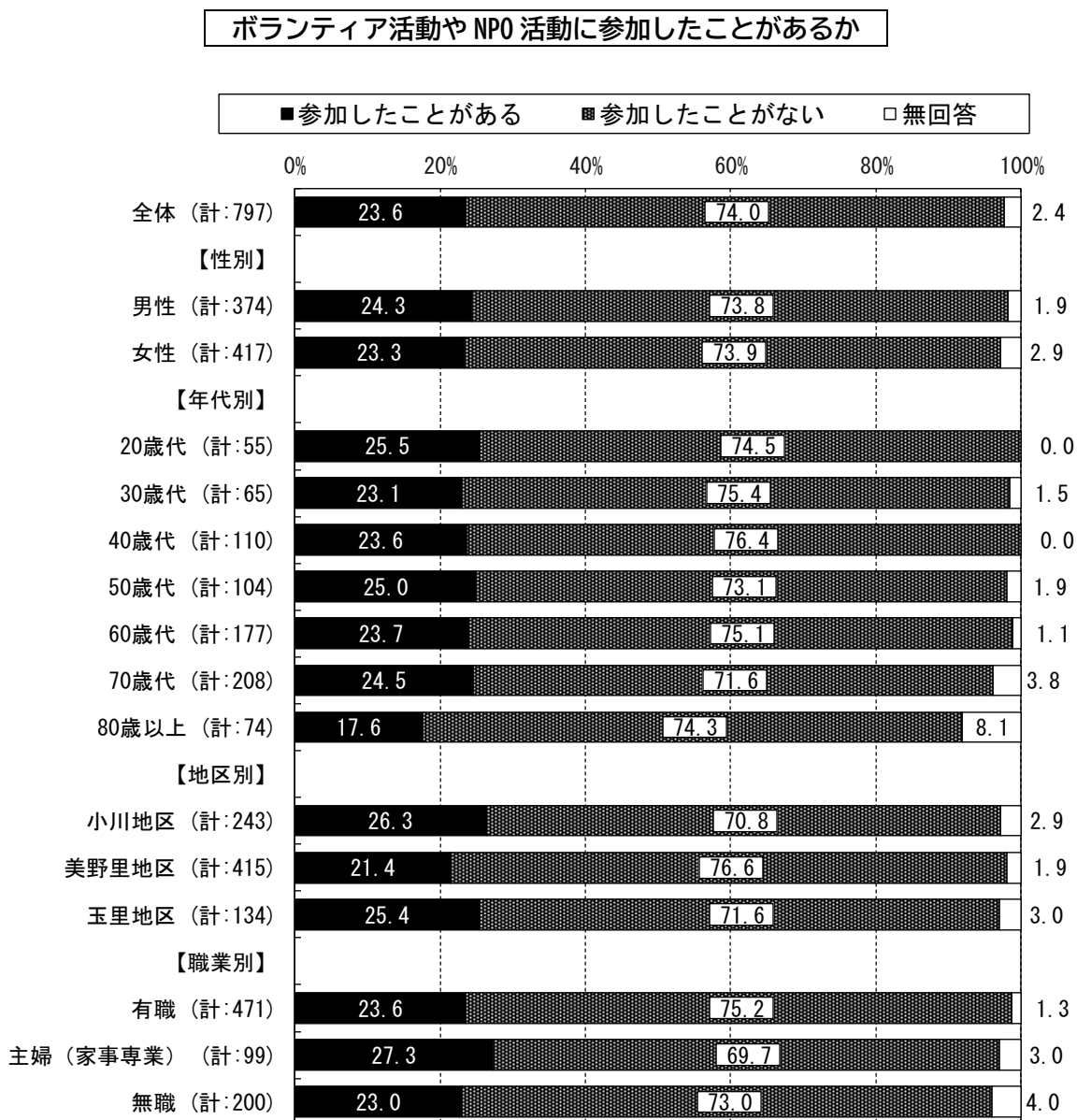
地域社会の中で、住民同士の支え合い活動は必要だと思うか



### (3) 社会活動への参加について

～「参加したことがある」と回答した人は約2割～

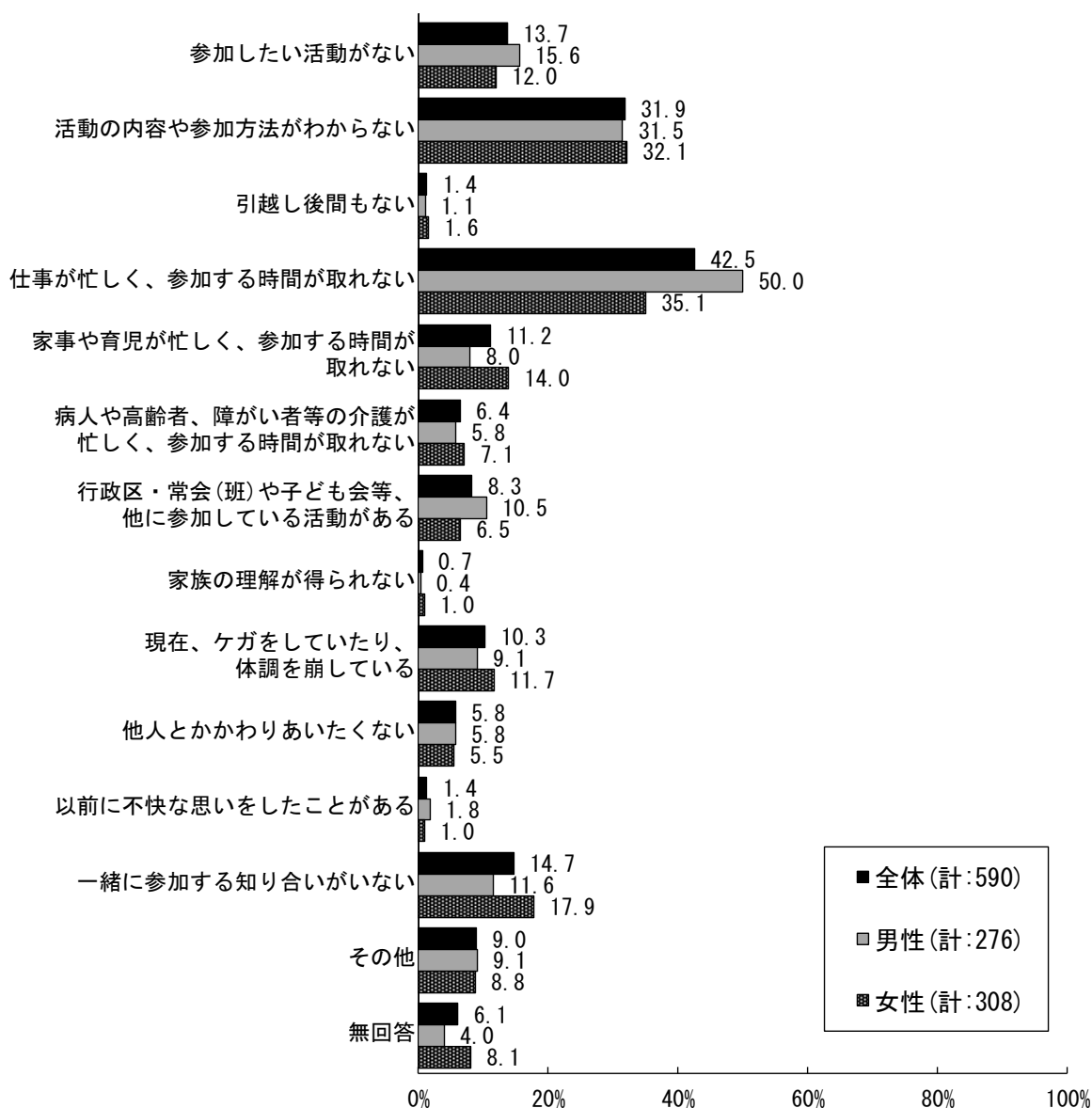
- ボランティア活動や NPO 活動に「参加したことがある」と回答した人は全体の約2割となっています。



～「活動の内容や参加方法がわからない」が約3割～

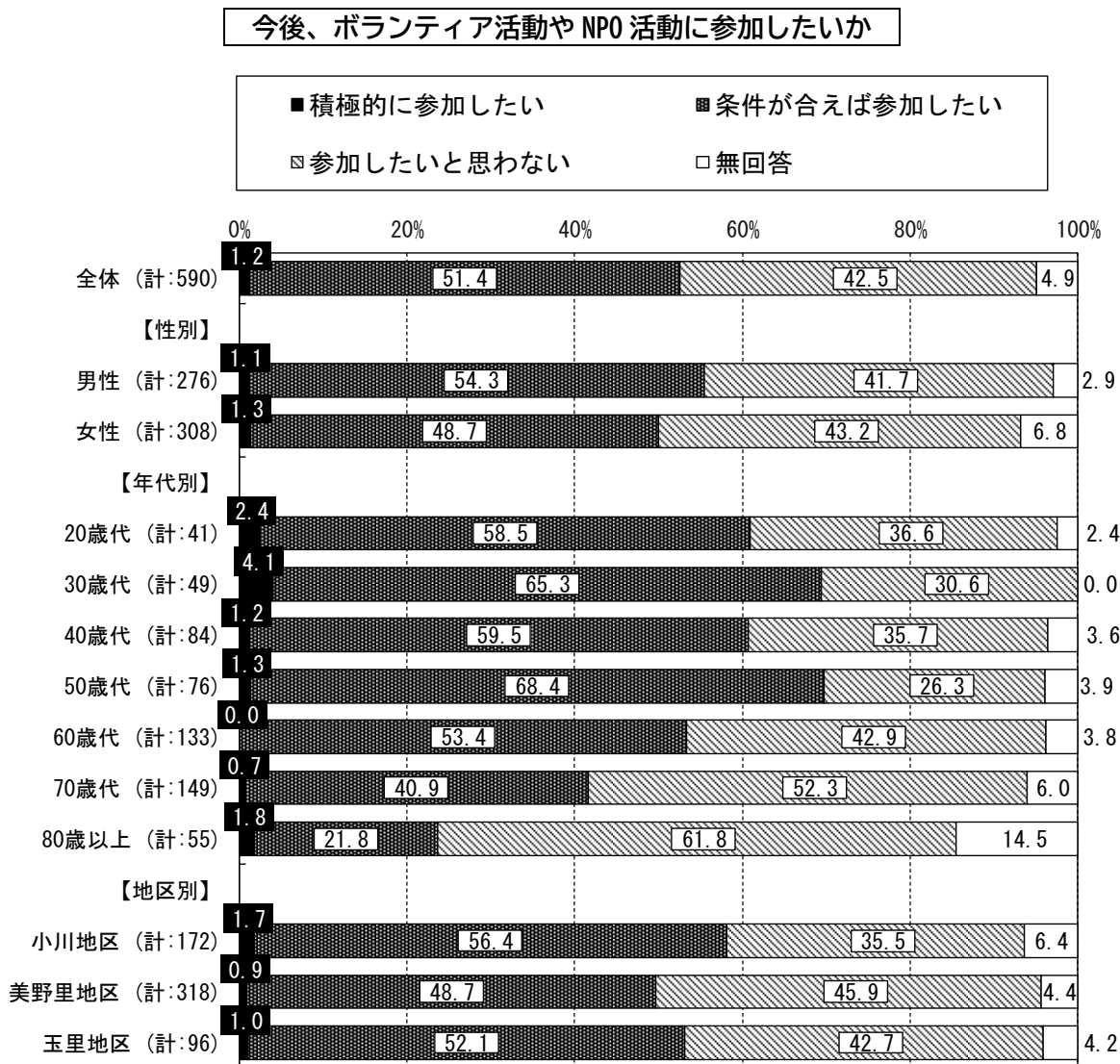
- 参加していない理由では「仕事が忙しく、参加する時間が取れない」が約4割と最も多く、「活動の内容や参加方法がわからない」が約3割となっています。

活動に参加していない理由（全体・性別）



～若い年代ほど“参加したい”の割合が高い～

- 現状、社会活動に参加していない人の今後の参加意欲については、「参加したい」（「積極的に参加したい」又は「条件が合えば参加したい」）が過半数を占めており、若い年代ほど、その割合が高くなっている傾向があります。



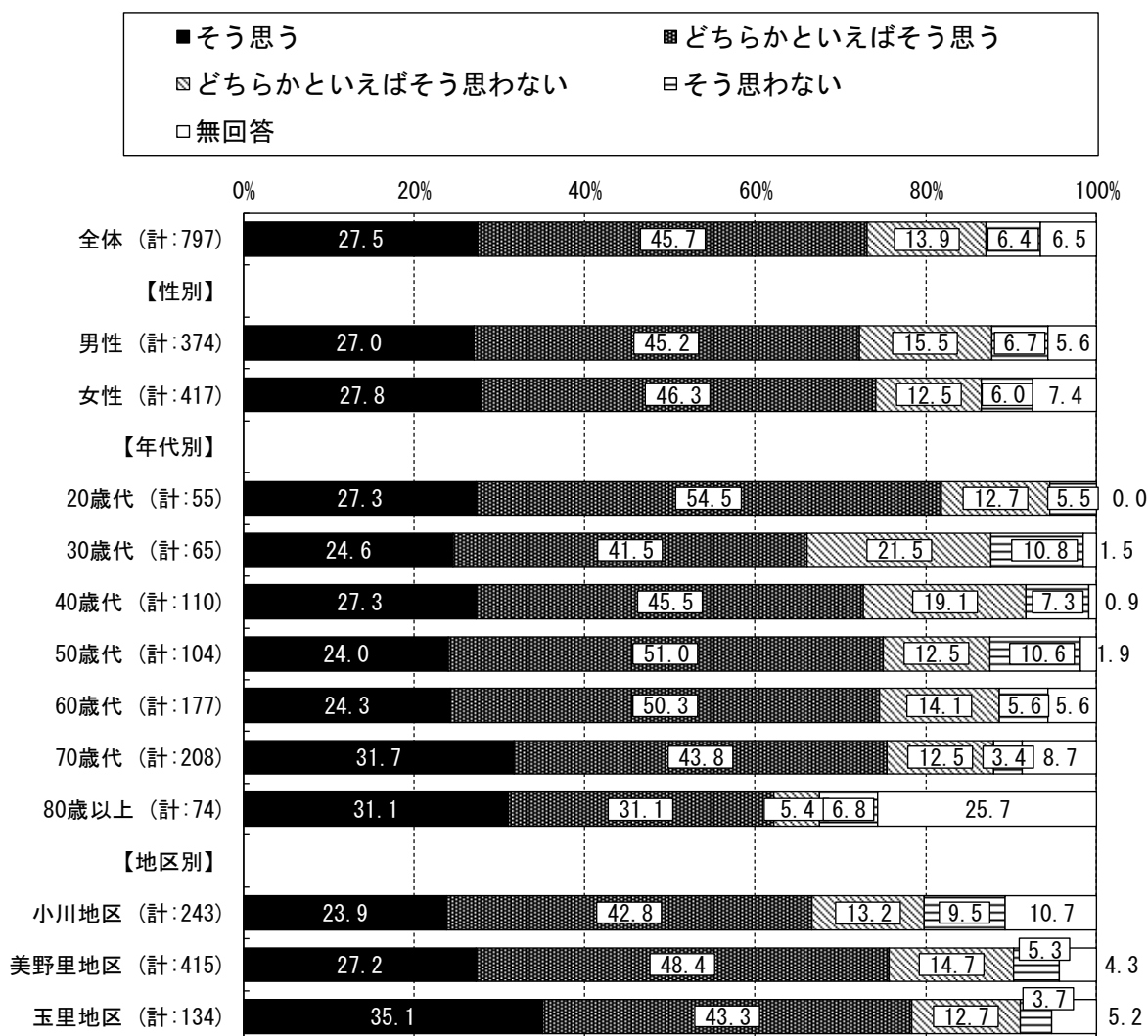


### (4) 地域福祉について

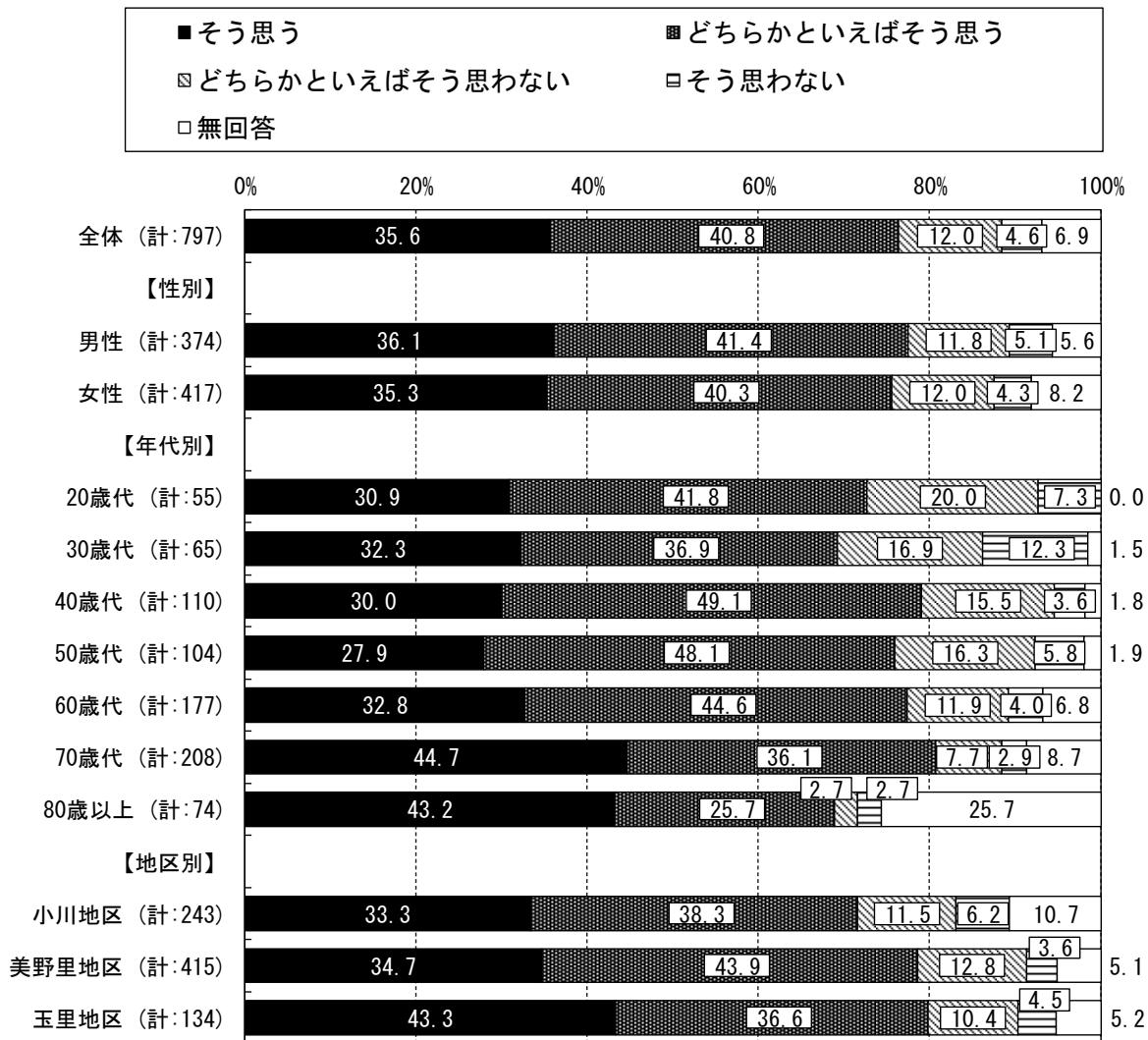
～すべての年代で、小美玉市を住みよいと感じ、住み続けたいという人が大半～

- お住まいの地域や周辺に関する①～⑪の項目について、市民の考えを聞いたところ、  
 <⑩ 総合的にみて、あなたにとって小美玉市は住みよい>、<⑪ これからも小美玉市に住み続けたい>という項目は、いずれも7割以上の人が「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答しており、すべての年代で、小美玉市を住みよいと感じ、住み続けたいという人が大半を占めています。

**お住まいの地域や周辺環境について**  
 ⑩総合的にみて、あなたにとって小美玉市は住みよい



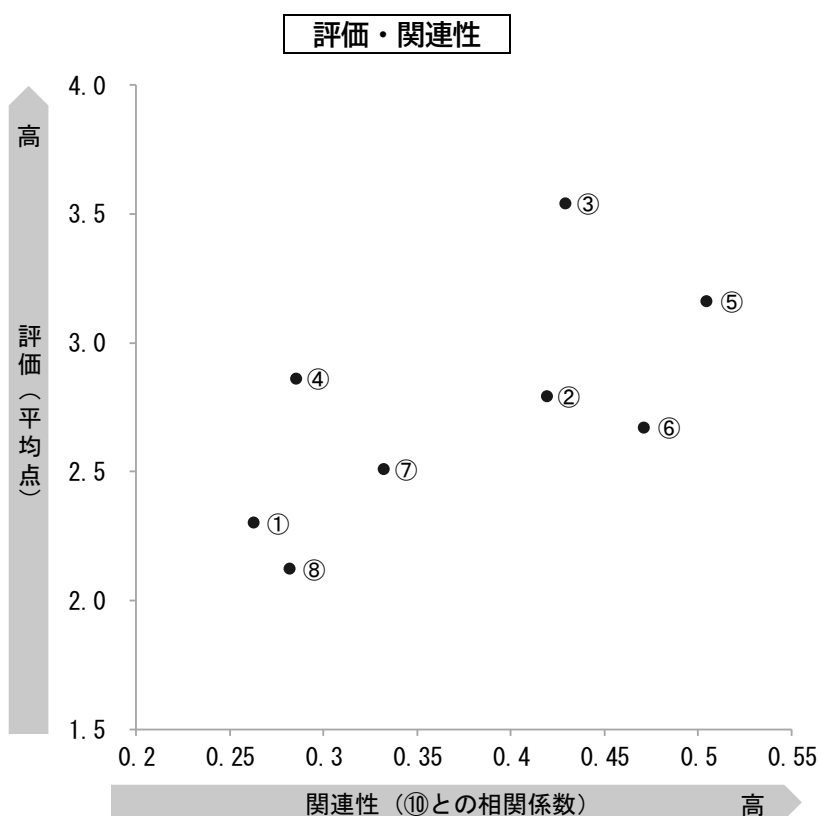
**お住まいの地域や周辺的环境について**  
**⑪ これからも小美玉市に住み続けたい**



～<防災対策が充実しており、安心して住めるまちである>と<高齢者や障がい者が自立し、安心して暮らせるまちである>の2項目が、総合的な満足度向上のポイント～

- 市の総合的な満足度<⑩ 総合的にみて、あなたにとって小美玉市は住みよい>（31ページ参照）と、個別の評価を示す項目（下表の①～⑧参照）との関連性をみてみると、関連性が比較的高く、評価（平均点）が比較的低い、改善の余地のある個別の項目は、<② 防災対策が充実しており、安心して住めるまちである>と<⑥ 高齢者や障がい者が自立し、安心して暮らせるまちである>の2項目です。これらについてさらに評価を上げることができれば、市の総合的な満足度がさらに向上する可能性があるといえます。

個別の評価を示す項目	評価 (平均点)	関連性 (⑩との相関係数)
① 公共施設や道路、交通機関等のバリアフリー化が進んでいる	2.30	0.26
② 防災対策が充実しており、安心して住めるまちである	2.79	0.42
③ 治安が良く、安心して住めるまちである	3.54	0.43
④ ごみのポイ捨てや飼い犬のふんの放置防止、ごみの出し方のルール等、まちをきれいにするための取組が十分である	2.86	0.29
⑤ 子育てがしやすいまちである	3.16	0.50
⑥ 高齢者や障がい者が自立し、安心して暮らせるまちである	2.67	0.47
⑦ 隣近所等、身近な地域での助け合いや交流活動が活発である	2.51	0.33
⑧ ボランティア活動やNPO活動（民間非営利活動）が活発である	2.12	0.28



## 5. 地域福祉に関する課題

本市の地域福祉に関わる課題をまとめました。

### 【課題1】 支え合いの地域づくり

アンケート調査で、地域での活動（行政区・常会(班)や子ども会など）への参加状況について、全体の参加率は約6割で、30歳代以下では5割に満たない状況である一方、今後の参加希望率（条件が合えばという場合を含む）は30歳代でも6割近くとなっています。

今後も、住民や地域間、世代間の交流を促進することで、支え合いの地域づくりを醸成していく必要があるとともに、一人暮らしや認知症高齢者、外国人など、日常的な配慮や支援を必要とする方の増加を見すえつつ、見守りや生活支援など、地域福祉を担う人材の育成をすることが課題であり、子どもから高齢者まで、幅広い世代に対する参加のきっかけづくりや一緒に活動する仲間づくりをサポートするとともに、参加しなくなるような活動づくり、既存の活動の周知などを行っていくことが求められます。

### 【課題2】 包括的支援体制の整備

アンケート調査で、自身や身近な人が日常生活で困っていることを聞いた設問では、家族の介護や引きこもりの家族のこと、経済的なこと、住環境のことなど、様々な困りごとを抱えている家庭の状況が見られます。

本市では、高齢者については地域包括支援センターが、子育てについては子育て世代包括支援センターが、障がい者については市の相談支援係や市内の相談支援事業所が、各分野の相談に包括的に対応しています。今後は「8050問題」、「ダブルケア」など、困りごとの多様化や複合化を踏まえて、既存の支援機関が連携を図りつつ、分野を超えて包括的に対応できる体制の整備が求められます。

### 【課題3】 配慮や支援を必要とする人への安全・安心の体制づくり

アンケート調査で、災害などの緊急時に避難所への誘導などの手助けが「必要」という方が約3割を占めている一方、自主防災組織への加入率は約1割にとどまっています。

地震や風水害など、災害時には、市や消防による支援が困難となる可能性があるため、地区コミュニティ等における防災体制の役割が非常に重要であり、地域住民が主体となった防災体制の整備を進めていく必要があります。

また、運転免許証の自主返納の促進に伴い、移動支援の充実が求められるほか、振り込め詐欺など、高齢者をターゲットとする犯罪被害を防止するため、住民の防犯意識を高める取組や安全活動の推進が課題です。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1. 基本理念

# ぬくもりあふれるまちづくり

第1次計画、第2次計画では、「ぬくもりあふれるまちづくり」を基本理念に掲げ、地域住民が主体の地域福祉を推進してきました。

社会情勢や地域社会の変化により、今まで以上に課題が複雑かつ多様化しており、市民が住み慣れた地域で安全・安心に生活し、年齢や性別そして障がいの有無に関わらず、個人として尊重され、住民同士の支え合いや適切なサービスが受けられるような福祉のまちづくりが求められます。

また、あらゆる住民が役割を持ち、自分らしく活躍できるコミュニティを育成するとともに、みんなで協働して助け合い、支え合いながら暮らすことのできる、「地域共生社会」の実現を目指す必要があります。

本計画は、本市の地域福祉をめぐる課題に包括的に対応し、市民一人ひとりが住み慣れた地域で安全・安心に暮らせるよう、これまでの基本理念を踏襲し「ぬくもりあふれるまちづくり」を掲げます。

## 2. 基本目標

本計画の基本理念の実現を図る上での方向性となる基本目標を、次のとおりとします。

### 基本目標1 地域で共に支えあうあたたかな心づくり

人口の減少や少子高齢化、世帯の細分化が進む中で、住民同士のまとまりや助け合いの不足を補い、身近な地域での支え合いを促していくため、支え合いの心のさらなる醸成を図るとともに、住民同士が出会い、地域福祉活動に参加する機会を生み出すような仕組みや居場所づくりを図ります。

施策の方向性	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 支えあう心の育成</li> <li>2. 地域でのふれあい、交流の場づくり</li> <li>3. 地域福祉を支える人材の育成と活動の活性化</li> </ol>
--------	---

### 基本目標2 みんなに届く包括的な支援体制づくり

一人暮らしの高齢者や要支援・要介護認定者、障がい者が増加する中で、保健・医療・福祉に関するニーズは高度化・多様化しており、市民一人ひとりのニーズに適切に対応できるよう、分野を超えて保健・医療・福祉が連携した、包括的な支援体制の充実が求められています。

すべての市民が必要なとき、適切なサービス提供・利用できる環境づくりを進めるとともに、保健・福祉に関する情報提供や相談支援体制の充実を図っていきます。

また引き続き、成年後見制度などの権利擁護の推進、生活困窮者への自立支援に取り組めます。

施策の方向性	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 包括的な相談支援・情報提供体制の充実</li> <li>2. 福祉サービスの充実</li> <li>3. 自立支援体制の充実</li> </ol>
--------	---

## 基本目標3 安全・安心に暮らせるまちづくり

東日本大震災や風水害による被害発生を機に、防災をはじめとした安全・安心への意識が高まっており、災害時などの体制づくりがますます重要となっています。

地震等の災害に備えた環境整備を引き続き進めるとともに、高齢者をターゲットとする犯罪を防ぐため、安全なまちづくりを進めます。

また、生活支援サービスや福祉サービスの充実とともに、バリアフリー<sup>※1</sup>やユニバーサルデザイン<sup>※2</sup>のまちづくりを推進します。

さらに、運転免許証の返納促進を踏まえつつ、すべての市民が安心して移動や外出ができるように、安全な道路・交通環境づくりを進めるとともに、地域特性を踏まえた公共交通の整備を進めます。

そして、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域活動を行っている団体など、連携を充実し、福祉のネットワークづくりを図ります。

施策の方向性	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 生活環境整備の充実</li> <li>2. 防犯・防災体制の充実</li> <li>3. 地域福祉のネットワークづくり</li> </ol>
--------	--

※1 バリアフリー：高齢者や障がい者などの行動を妨げている建築的な障壁を取り除いた建築設計。

例：階段にスロープや、手すりをつける。点字ブロック、音声による案内等

※2 ユニバーサルデザイン：障がいの有無や年齢等に関わらず誰にとっても利用しやすいような配慮のもとに、「まちづくり」や「ものづくり」を考案・設計しようとする考え方。

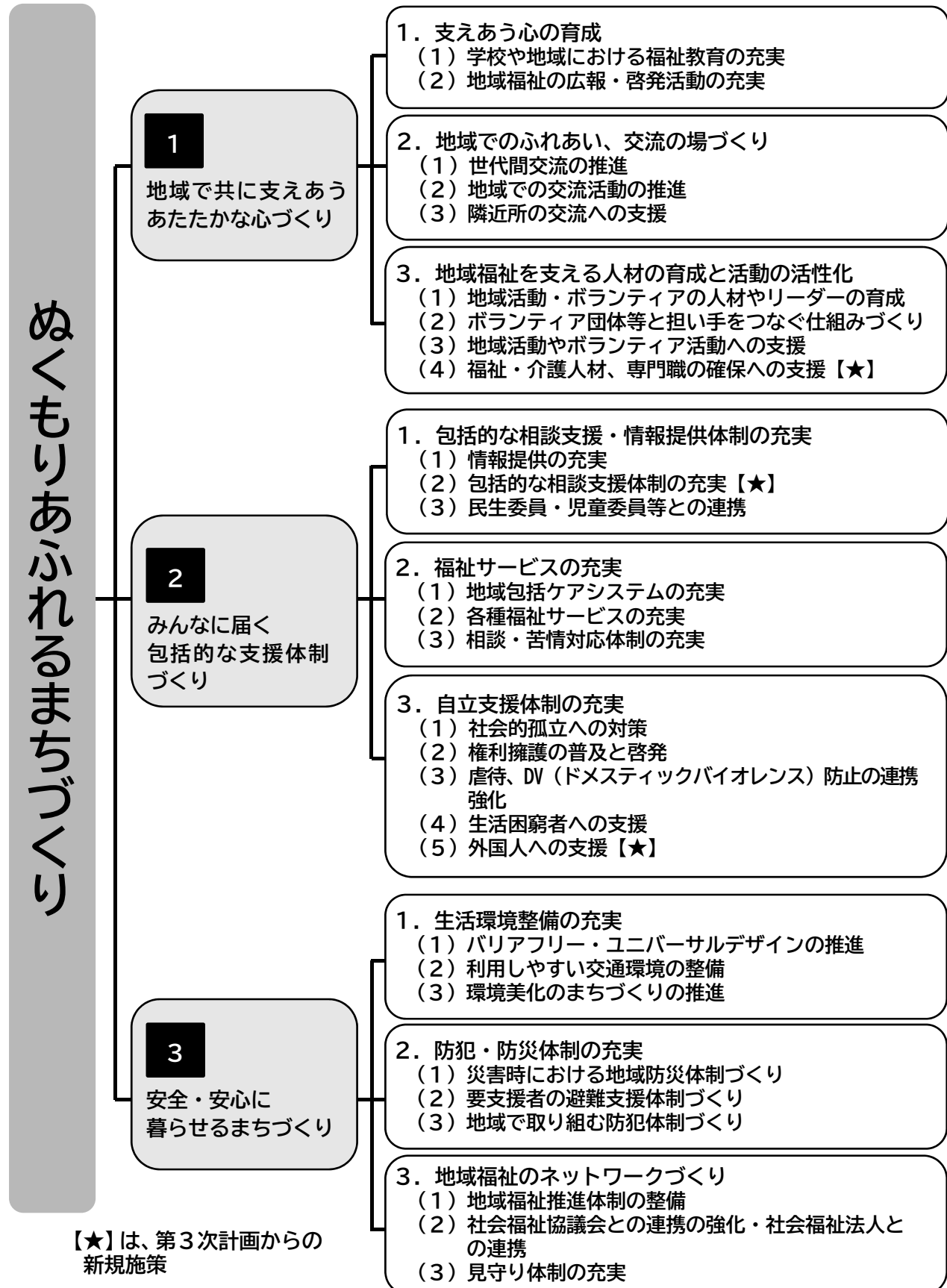
例：案内等に外国語訳の掲載・イラストによる表記等

### 3. 計画の体系

【基本理念】

【基本目標】

【基本施策と施策の方向】





## 第4章 施策の内容

### 基本目標1 地域で共に支えあうあたたかな心づくり

#### 基本施策1. 支えあう心の育成

##### 現状と課題

- 本市では、豊かな心の育成に向けて、学校における道徳教育の推進とともに、赤ちゃんふれあい体験事業や農業体験の実施など、自然や人との関わりを重視した活動の充実を図っています。
- 小・中学校における人権教室の開催とともに、福祉や人権に関するポスター掲示、パンフレット配布、広報誌及びホームページへの掲載を通じて、支え合いや地域福祉について啓発を行っているほか、「福祉にっこりまつり」など、福祉を身近に感じてもらえるイベントを開催しています。
- 今後も、人と人とのふれあいを通じた思いやりやいたわりといった、互いを思いあう心を育む機会が求められるほか、地域住民同士で協力し合う地域福祉の意識啓発が必要であり、福祉教育や広報・啓発活動に努めることが重要です。

##### 施策の方向

#### (1) 学校や地域における福祉教育の充実

- ◆道徳教育や人権教室、特別活動（農業体験、職場体験、ボランティア体験等）をはじめ、すべての学校教育活動を通して、子ども同士、子どもと教師や地域の人々との連帯感を深めるような、心の教育の充実を図ります。
- ◆福祉体験や各種講座、交流会の開催等により、隣近所との関係の重要性や地域福祉推進の必要性・重要性についての意識啓発を行います。

#### (2) 地域福祉の広報・啓発活動の充実

- ◆広報紙やホームページなど多様な媒体を活用して、地域福祉に関する啓発・広報活動の充実を図ります。

- ◆「福祉にっこりまつり」をはじめ、市や社会福祉協議会、その他関係機関が開催する各種イベントにおいて、福祉に関係するコーナーの設置など、より多くの市民が福祉に接する機会づくりに努めます。

～市民・地域ではこんなことに取り組みましょう～

- ・一人ひとりが福祉に関する勉強会や研修へ積極的に参加するように心がけましょう
- ・障がい者や高齢者と交流を行うなど、幼少期からの福祉教育に積極的に参加しましょう
- ・日常生活において、地域の出来事に関心を持つように心がけましょう
- ・広報紙やホームページ、回覧板などに目を通すように心がけましょう

## 基本施策2. 地域でのふれあい、交流の場づくり

### 現状と課題

- 本市では、多世代交流に向けて、民間保育所等と高齢者福祉施設の体験交流や子育て支援センター及び放課後児童クラブ等による地域交流、小・中学校における三世代交流事業等を推進しています。
- 地区コミュニティやまちづくり組織の活動の中でも、世代間交流のための行事の開催や隣近所同士の交流を促す取組を実施しています。
- 地域の公民館等、身近なところで気軽に集まる仲間づくりの場として、「ふれあい・生き生きサロン」などを通じて、交流機会を提供しています。
- 今後も、近所づきあいや一人暮らし高齢者などへの声かけ・見守りなどが自然に行われる地域の風土づくりや、地域での行事やイベントに気軽に参加できるような環境づくりが求められます。
- 若い世代を含め、より多くの人に参加しやすく、また、より地域に密着し、地域の実情に応じた交流機会の創出が引き続き課題です。

### 施策の方向

#### (1) 世代間交流の推進

- ◆保育園や幼稚園、小中学校における各種の行事等を通して、一人暮らし高齢者や認知症高齢者、障がい者などとの交流の場を設けることで、住民同士の交流やふれあいを促進します。
- ◆子どもから高齢者まで多世代交流が図れる事業を継続します。

#### (2) 地域での交流活動の推進

- ◆より多く交流機会の創出を図るため、新規コミュニティの設立や既存のコミュニティの支援、まちづくり組織支援事業の実施を通じて、地域で行われる交流や、福祉施設で行われる地域との交流を推進します。
- ◆食事会、介護予防体操、ゲーム、調理、趣味活動、三世代の交流、お出かけ等、住民の創意工夫による様々なサロン活動の立ち上げと継続への支援を図ります。

### (3) 隣近所の交流への支援

- ◆近所の子どもや高齢者をはじめ、多くの住民同士があいさつを交わし、親しみある地域社会をつくっていけるよう、地域住民や地域活動団体を通じ、声かけを促進していきます。
- ◆様々な人が参加しやすい新たなイベントや行事の検討を、地域活動に取り組む各種団体に呼びかけ、実施に向けて支援します。

#### ～市民・地域ではこんなことに取り組みましょう～

- ・子ども会と老人クラブなどが合同で実施できる活動機会の創出や、地域行事や保育園、幼稚園、学校で高齢者と子どもが交流できる機会に参加しましょう
- ・地域の祭りや伝統行事に積極的に参加し、交流を深めるとともに若い世代に継承していきましょう
- ・自治会や身近な地域で、話しあいや親睦の機会を持つようにしましょう
- ・地域の交流の場やサロン事業に積極的に参加しましょう
- ・隣近所や周囲の人にあいさつをする習慣をつけ、日常的なふれあいを持ちましょう

## 基本施策3. 地域福祉を支える人材の育成と活動の活性化

### 現状と課題

- 本市では、社会福祉協議会が実施している「ボラ★チャレ」やふれあい体験学習、おみたま子どもヘルパー等の事業を通じて、子どもたちがボランティアの基礎知識と技術を身に付け、思いやりの心を育み、より実践的な福祉を実施する取組を推進しています。
- 各種ボランティア養成講座の開催や福祉の出前講座の実施等を通じて、地域活動やボランティア活動を担う人材の育成に努めているほか、ボランティアコーディネーターを配置し、活動に関する相談に応じたり、ボランティアセンターによる活動の啓発や紹介を行ったり等、活動への総合的な支援を図っています。
- 各種団体の活動内容等の情報発信や福祉にふれるイベントの開催等、地域活動やボランティア活動のきっかけとなるような機会の充実とともに、リーダーの育成や団体の支援が課題です。
- 福祉・介護人材の不足の状況を踏まえつつ、福祉の仕事の魅力をPRする取組など、専門職の確保のための取組が必要です。

### 施策の方向

#### (1) 地域活動・ボランティアの人材やリーダーの育成

- ◆地域活動やボランティア活動等に参加するメンバーやリーダー不足を解消できるよう、養成講座の開講日時への配慮等により、幅広い年齢層の人材育成に努めます。
- ◆地域の様々な知識や技術をもった人材を地域福祉活動に活かすことができるよう、社会福祉協議会をはじめとした各種団体と連携し、人材育成に向けた教室等の開催に努めます。
- ◆様々な経験をもった地域人材の登録、活用ができる体制づくりを進めます。

#### (2) ボランティア団体等と担い手をつなぐ仕組みづくり

- ◆社会福祉協議会のボランティアセンターやボランティアコーディネーターの活動を通じて、地域の福祉活動やボランティア活動のさらなる活性化に向け、活動したいと考える人（担い手）と各種団体や機関を結び付けるコーディネートを行います。
- ◆地域住民同士の支え合いを基本とした地域の力を活性化させるため、地域住民の交流を促進します。

### (3) 地域活動やボランティア活動への支援

- ◆定年退職を機に、地域に活躍の場を求める人の豊かな知識や経験を活かし、地域活動やボランティア活動の推進を図るとともに、地域組織の活性化を支援するなど、誰もが積極的に活動しやすい環境づくりを推進します。
- ◆近年、身近な地域活動組織である自治会、老人クラブ、子ども会などに取り組むメンバーの高齢化や担い手の育成などが課題として挙げられています。
- ◆自治会、老人クラブ、子ども会などの加入促進を含め、組織の活性化に向けた支援に取り組みます。

### (4) 福祉・介護人材、専門職の確保への支援

**NEW**

- ◆福祉分野での就業を促進するため、市民等が福祉活動にふれる、体験型イベント等の機会を積極的に設けます。
- ◆児童・生徒に対する認知症サポーター養成講座や福祉体験の実施、介護の魅力について啓発する市民向けパンフレットの配布等を検討します。
- ◆ハローワークや茨城県福祉人材センター等の関係機関と連携し、福祉・介護人材、専門職の確保のための取組を実施します。
- ◆女性や中高年層（定年退職予定者やアクティブシニア等）を対象に、介護に関する入門研修を実施します。

#### ～市民・地域ではこんなことに取り組みましょう～

- ・地域活動やボランティア活動に関心を持ちましょう
- ・地域のなかで活動する団体と積極的に交流を図りましょう
- ・ボランティアセンターを活用しましょう
- ・自治会や老人クラブ、子ども会などの活動について関心を持ちましょう
- ・自治会の活動が継続するよう、役員の任期や活動内容について話し合いの機会を持ちましょう

※ **NEW** ←このマークは、第3次計画からの新規施策

## 基本目標2 みんなに届く包括的な支援体制づくり

### 基本施策1. 包括的な相談支援・情報提供体制の充実

#### 現状と課題

- 本市では、広報紙・パンフレット・ちらし・ホームページを通じて、福祉に関する情報提供を図っています。
- 高齢分野では、市直営の地域包括支援センターによる相談支援を実施しているほか、障がい分野では障がい者相談支援事業を、子育て分野では子育て世代包括支援センターによる相談事業を実施し、様々な相談に包括的に対応しています。
- 生活支援体制整備事業や地域ケア会議（地域の課題を浮き彫りにし、公的サービスや地域の力を生かした体制づくり）の開催のほか、「障がいと暮らしの地域支援協議会」等を通じて関係機関が連携し、課題を共有しながらニーズに対応しています。
- 民生委員・児童委員の活動を通じて、高齢世帯や一人暮らし高齢者の見守りや課題の把握を行っています。
- 今後も、住民が困ったときに気軽に相談でき、必要なときに適切なサービスが利用できる相談支援体制が求められます。
- 「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備が求められる中で、その整備を具体化するための事業（重層的支援体制整備事業）について、市の既存事業（小美玉市地域ケアシステム推進事業等）とも連携を図りつつ、実施を検討する必要があります。

#### 施策の方向

##### （1）情報提供の充実

- ◆広報紙やパンフレット、ホームページ等の情報媒体を活用し、福祉サービスの情報が得られるよう提供を行います。
- ◆関係機関や関係団体等との情報を共有し、利用する側に立った効果的な情報提供を充実します。

(2) 包括的な相談支援体制の充実

NEW

- ◆地域包括支援センターや障がい者相談支援事業所、子育て世代包括支援センターなど、既存の相談事業関係機関や関係団体との連携を強化するほか、小美玉市地域ケアシステム推進事業とも連携を図りつつ、重層的支援体制整備事業の導入を検討し、地域の様々な課題により包括的に対応する体制づくりを推進します。
- ◆多様化、深化する相談に対し、相談業務担当者が専門性を発揮できるよう、職員の質の向上を図ります。
- ◆アウトリーチによる支援など、継続的な伴走支援の充実を図ります。

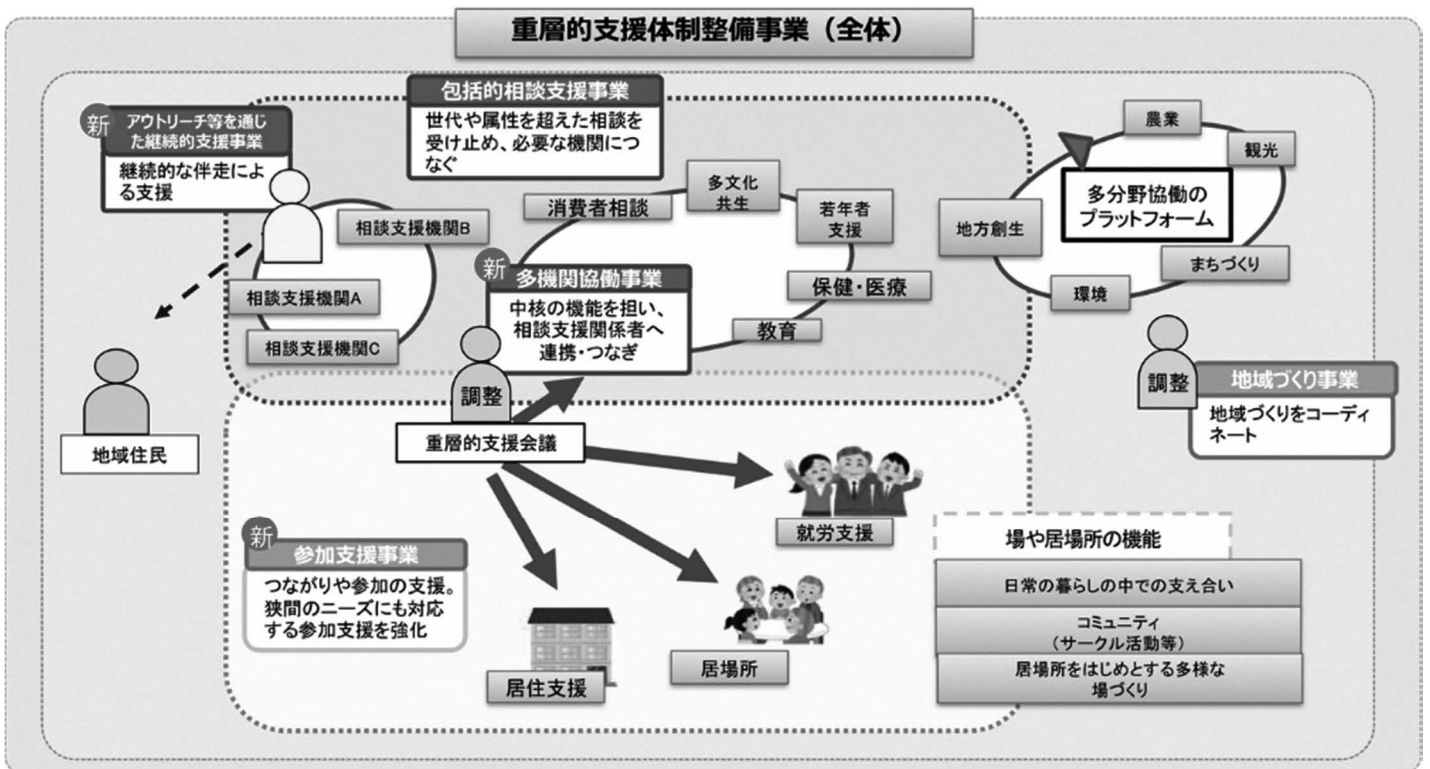
重層的支援体制整備事業について

地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する、包括的な支援体制を整備するため、次の①～③を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が新たに創設されました。

<p>① 相談支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 介護(地域支援事業)、障がい(地域生活支援事業)、子ども(利用者支援事業)、困窮(生活困窮者自立相談支援事業)の相談支援にかかる事業を一体として実施し、本人・世帯の属性に関わらず受け止める、包括的相談支援事業を実施</li> <li>● 複合課題を抱える相談者にかかる支援関係機関の役割や関係性を調整する多機関協働事業を実施</li> <li>● 必要な支援が届いていない相談者にアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を実施</li> </ul>
<p>② 参加支援事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 介護・障がい・子ども・困窮等の既存制度については緊密な連携をとって実施するとともに、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため(※1)、本人のニーズと地域の資源との間を取り持ったり、必要な資源を開拓したり、社会とのつながりを回復する支援(※2)を実施</li> </ul> <p>(※1)世帯全体としては経済的困窮の状態にないが、子がひきこもりであるなど (※2)就労支援、見守り等居住支援 など</p>
<p>③ 地域づくり事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 介護(一般介護予防事業、生活支援体制整備事業)、障がい(地域活動支援センター)、子ども(地域子育て支援拠点事業)、困窮(生活困窮者のための共助の基盤づくり事業)の地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施</li> <li>● 事業の実施に当たっては、以下の場及び機能を確保</li> </ul> <p>①住民同士が出会い参加することのできる場や居場所 ②ケア・支え合う関係性を広げ、交流や活躍の場を生み出すコーディネート機能</p>



重層的支援体制整備事業イメージ



(3) 民生委員・児童委員等との連携

- ◆民生委員・児童委員への情報提供や研修の充実など、活動を支援します。
- ◆広報紙等を活用し、地域の民生委員・児童委員の周知を行います。
- ◆各種相談機関や医療、福祉サービス事業所、民生委員・児童委員などと連携して、適切なサービスにつなげていきます。

～市民・地域ではこんなことに取り組みましょう～

- ・ひとりで悩まず相談してみましょう
- ・地域の民生委員・児童委員を知りましょう
- ・行政や地域から発行される情報誌に目を通しましょう

## 基本施策2. 福祉サービスの充実

### 現状と課題

- 本市では、地域ケアシステム推進事業を通じて、福祉・保健・医療の関係者が連携したケアチームを組織し、地域ケアコーディネーターが中心となり、介護などに関する相談や必要な在宅サービスを提供できる体制を構築しています。
- 各分野の制度に基づき、市や民間事業所による福祉サービスや介護サービス、子育て支援サービスの充実に努めており、サービスの質の確保・向上にあたり、事業者や専門職同士の情報共有を支援しているほか、事業所への実地指導等を実施しています。
- 住民が住み慣れた地域や自宅で自立して暮らし続けるためには、自分に合った支援サービスを選択でき、提供する事業者のサービス内容等が分かりやすく適切に提供されることが必要です。
- 今後も、地域ケアシステム推進事業や今後導入を検討する重層的支援体制整備事業等を通じて、質の高い福祉サービスを包括的に提供する体制を構築していくことが求められます。

### 施策の方向

#### (1) 地域包括ケアシステムの充実

- ◆高齢者や障がい者、子育て家庭などが家庭や地域の中で安心して暮らせるように、援護が必要な方一人ひとりに、福祉・保健・医療の関係者が連携したケアチームを組織し、各種在宅サービスが受けられるよう、地域ケアコーディネーターが中心となり、介護などに関する相談や必要な在宅サービスを提供できる体制の充実を図ります。
- ◆誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるため、高齢者、障がい者や難病患者、子ども、さらにはその家族も含めた支援体制「ファミリーケア」を進めるため、茨城型地域包括ケアシステムの機能が発揮されるよう、多職種協働による支援体制の構築に努めます。

#### (2) 各種福祉サービスの充実

- ◆保健・医療・福祉の連携による障がいのある児童の発達支援や、障がい者へのサービスの提供体制の充実を図ります。
- ◆福祉サービス従事者等の研修を促進し、専門的に携わる関係者の質の向上を図ります。
- ◆福祉事業者などが実施する事業所内研修について助言するなどの適切な支援を行います。
- ◆共生型サービス（例えば、同一の事業所で一体的に介護保険と障がい福祉のサービスを提供）などの分野横断的な福祉サービス等を推進します。

(3) 相談・苦情対応体制の充実

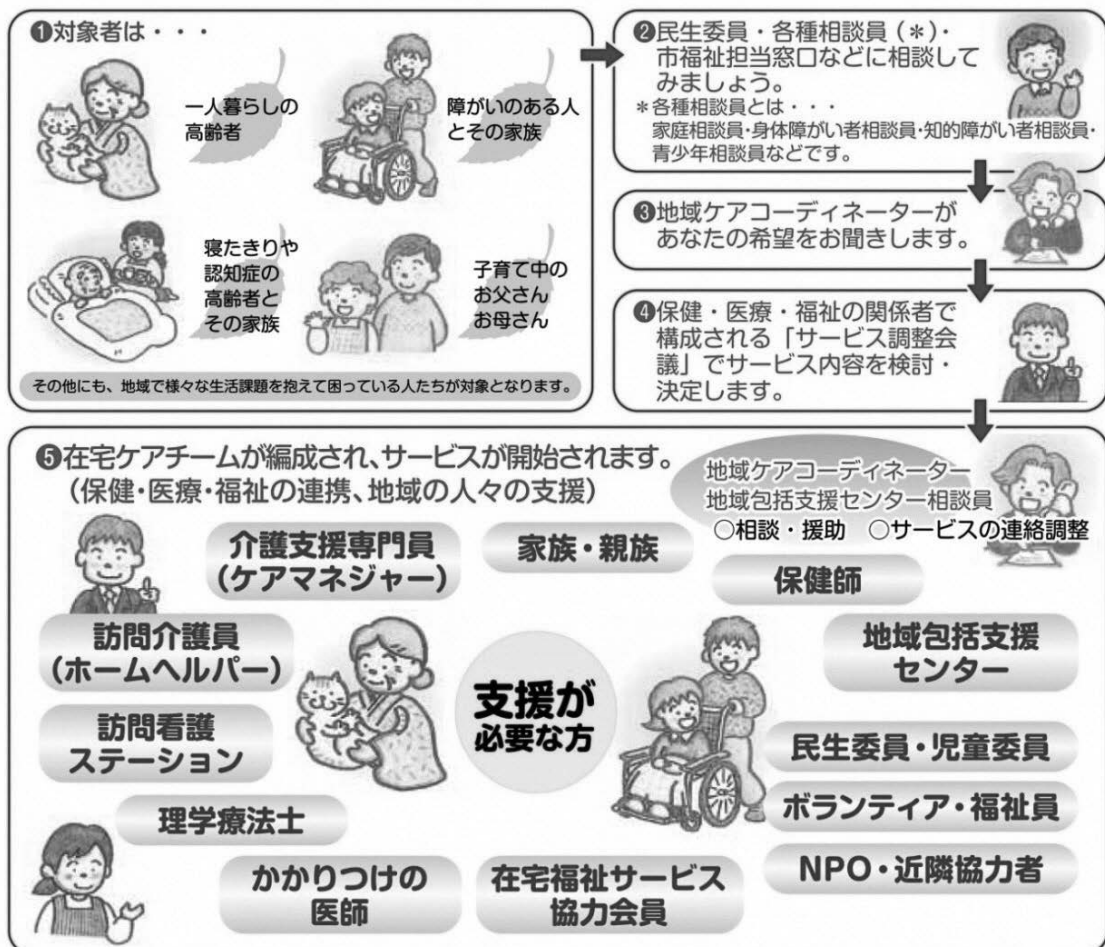
- ◆福祉サービス事業者が、利用者からの苦情に対し適切に対応することで利用者の満足度を高めるとともに、苦情内容などの情報を把握し、苦情解決からサービスの質の向上へとつなげるよう、事業者間及び行政との連携を強化します。

～市民・地域ではこんなことに取り組みましょう～

- ・福祉サービスについての理解を深めましょう
- ・苦情解決のための窓口を積極的に活用しましょう

■地域包括ケアシステム推進事業（茨城型地域包括ケアシステム）

支援を必要とするすべての人に対して、地域ケアコーディネーターが中心となり、保健・医療・福祉の関係者や地域住民・ボランティア等による在宅ケアチームを編成し、本人及び家族全体を生活支援するシステムです。



## 基本施策3. 自立支援体制の充実

### 現状と課題

- 本市では、社会的な孤立や自殺予防の対策として、こころの健康相談や「こころの体温計」によるメンタルヘルスチェック、こころのデイケアなど、こころの健康づくりのためのデイケアや相談窓口等を設けているほか、自殺対策講演会の開催等を実施しています。
- 権利擁護については、地域包括支援センターの包括的支援事業を通じて、成年後見人制度の利用促進や日常生活自立支援事業の利用支援を図っているほか、虐待やDVの防止・早期対応に向けて、学校や民生委員などによる見守り体制とともに、高齢者虐待防止ネットワークや地域包括ケア会議、障がい者虐待防止センターを通じて、関係機関が連携し、対応を図っています。
- 生活困窮者への支援については、生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談支援事業や学習支援事業、自立相談・就労支援員の配置など、自立を支援するための施策を総合的に実施しています。
- 今後も、ひきこもり等への対応のほか、増加が見込まれる認知症高齢者や障がいのある人の権利擁護、高齢者、障がい者、子どもなどの虐待やDVの予防、早期発見、早期対応など、関係機関が連携して取り組んでいく必要があるとともに、増加する外国人や日本語指導を必要とする住民への支援など、新たな課題にも対応していく必要があります。

### 施策の方向

#### (1) 社会的孤立への対策

- ◆ひきこもりなどの課題を抱えた様々な人を把握し、孤立死、孤独死、自殺などの最悪の事態に至らぬよう、必要な支援へつなげます。
- ◆導入を検討する重層的支援体制整備事業等を通じて、包括的な相談支援体制を整備し、関係機関と連携を図りながら支援に努めます。
- ◆支援団体などと協力して居場所づくりの推進に努めます。
- ◆自殺やうつ病に関する市民の認識を高めるため、保健・医療、関係機関と連携し、講座や教室を開催するとともに、相談支援体制の強化に努めます。

## (2) 権利擁護の普及と啓発

- ◆権利擁護事業や成年後見人制度について広く周知を行うとともに、相談窓口を設置し事業を推進します。
- ◆判断能力が十分でない人が地域において自立して生活できるよう、成年後見人制度の利用促進や日常生活自立支援事業の支援を行います。
- ◆地域包括支援センターをはじめ、相談支援事業所や民生委員・児童委員などとともに、権利擁護支援のためのネットワークを構築し、対象者の把握や早期支援に努めるほか、県央地域9市町村が連携して、成年後見制度の利用支援や法人による後見業務、市民後見人の養成・活動支援に取り組んでいきます。

## (3) 虐待、DV（ドメスティックバイオレンス）防止の連携強化

- ◆地域における見守り体制の充実を図ります。
- ◆虐待防止に向けた関係機関との連携を強化します。
- ◆虐待やDV防止に向けた相談体制の充実とともに、啓発活動の充実を図ります。

## (4) 生活困窮者への支援

- ◆生活困窮者に対しては、早期に適切な支援を実施するため、庁内及び関係機関との情報共有と連携を図り、相談体制を充実させ、自立を促進していくための包括的な支援体制の構築に努めます。
- ◆生活保護の前段階にある複合的な問題を抱える生活困窮者の把握に努め、早期自立につながられるよう相談体制を整備します。また、生活困窮者の早期自立に向けて、関係機関と連携した包括的支援を行います。さらに、貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子どもの学習支援を行います。

(5) 外国人への支援

NEW

- ◆日常生活をしていく上で必要となる市政情報等の多言語での提供に努めます。
- ◆コミュニケーション支援のための日本語教室の開催を図ります。
- ◆広報等を通じて地域住民への多文化共生の啓発に努めます。

～市民・地域ではこんなことに取り組みましょう～

- ・ 成年後見制度や日常生活自立支援事業に関する理解を深めましょう
- ・ 支援やサービスが必要な人を周囲で把握し、市や社会福祉協議会、民生委員・児童委員など、関係機関へつないでいきましょう
- ・ 虐待防止など、地域の見守り活動を強化しましょう

## 基本目標3 安全・安心に暮らせるまちづくり

### 基本施策1. 生活環境整備の充実

#### 現状と課題

- 本市では、サインシステム整備事業を通じて、誰にでも分かりやすい案内表示を整備してきたほか、羽鳥駅周辺整備事業による橋上駅舎・東西自由通路及び東西駅前広場の整備を進めています。
- 移動しやすいまちづくりを進めるため、市内循環バスのルートや時刻表についてニーズに応じて変更・改正を図っています。
- 環境保全小美玉市民会議の活動や花いっぱい運動、不法投棄監視サポーターの配置など、地域の環境美化を図るための活動等を推進しています。
- 今後も、ユニバーサルデザインに基づくまちづくりとともに、多くの市民が利用する公共施設や道路などのバリアフリー化を推進する必要があります。
- 通勤・通学、通院、買い物などの日常生活を営む上で、必要不可欠な公共交通の維持・確保を図るため、交通事業者を交え、地域の実情に即した、多様で持続可能な公共交通体系のあり方を検討していく必要があります。

#### 施策の方向

##### (1) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

- ◆公共施設等において、誰にでも分かりやすい案内表示や点字、音声案内など、バリアフリーに取り組み、利用しやすい施設整備に努めます。
- ◆歩道や道路などバリアフリー・ユニバーサルデザインに基づいたまちづくりを推進します。

##### (2) 利用しやすい交通環境の整備

- ◆運転免許証の自主返納促進の取組とあわせて、高齢者等の移送ニーズを把握しつつ、交通手段の確保に努めます。
- ◆コミュニティバスなどで移動しやすいまちづくりを進めます。また、住民や事業者に対しても普及・啓発に努めます。

### (3) 環境美化のまちづくりの推進

- ◆地域を美しく保つための環境美化活動を推進します。
- ◆地域の清掃活動や美化活動の周知を図り、市民の参加促進を図ります。

#### ～市民・地域ではこんなことに取り組みましょう～

- ・市民一人ひとりが責任を持ち、ごみ出しなど、モラルやマナーを守りましょう
- ・地域の清掃活動や美化活動に積極的に参加しましょう
- ・外出や移動の際はお互いに協力しましょう
- ・隣近所や地域の商店などが協力・連携し、買い物支援を進めましょう
- ・高齢者や障がい者、まちに暮らす様々な人たちの立場に気づき、理解し、行動につなげましょう



## 基本施策2. 防犯・防災体制の充実

### 現状と課題

- 本市では、小美玉市国土強靱化地域計画、小美玉市地域防災計画に基づき、土砂災害ハザードマップの作成や地区コミュニティ等が行う防災訓練に対する支援など、総合的な防災対策を推進しています。
- 災害時に避難支援を必要とする人を対象に、避難行動要支援者支援プランの作成を進めているほか、災害時における正確な情報発信に向けて、防災行政無線の整備、戸別受信機の無償貸与、小美玉市行政メールの配信などを行っています。
- 防犯に関しては、自主防犯組織の育成とともに、防犯用具の提供、防犯パトロール車の無償貸与を実施しているほか、市民一人ひとりが防犯に対する意識を高め、地域住民と企業、警察などの関係機関が一体となって、防犯体制の充実を図るため、小美玉市安全・安心まちづくり市民大会を開催しています。
- 今後も、災害時を想定した、平常時における備えとして、避難行動要支援者名簿の登録と避難行動要支援者支援プランの作成を促進する必要があります。
- 振り込め詐欺等、高齢者等が巻き込まれる犯罪被害も数多く発生しており、防犯対策の充実とともに、高齢者や障がい者、子どもなどに配慮した交通安全対策の推進を図る必要があります。

### 施策の方向

#### (1) 災害時における地域防災体制づくり

- ◆大規模災害等の“もしも”に対する強い地域を構築するため、地域住民を中心とする防災体制の整備を促進します。

#### (2) 要支援者の避難支援体制づくり

- ◆災害時に支援が必要な災害時要支援者の救援等をスムーズに行うための救援体制等を地域ごとに整備するとともに、要介護の高齢者や障がい者に対応可能な福祉避難所の周知に努めます。
- ◆避難行動要支援者登録制度（避難行動要支援者支援プランの作成等）の周知を図るとともに、支援者の拡大を継続的に行っていきます。

### (3) 地域で取り組む防犯体制づくり

- ◆安全な住民生活を脅かす犯罪や事故を事前に防止するため、地域の実態に応じた防犯対策や危険箇所対策を推進するとともに、ボランティアが行う地域安全運動を支援します。
- ◆防犯ボランティアの組織の強化、育成を図り、地域住民との協力体制を確立するなど、安全で安心なまちづくりを推進します。
- ◆市民の防犯意識の高揚を図るとともに、防犯ボランティアなどの自主防犯組織への協力と参加を呼びかけます。

#### ～市民・地域ではこんなことに取り組みましょう～

- ・食料品や必要な物を揃えて、いつでも持ち出せる準備をしておきましょう
- ・家庭内で避難場所の確認や災害時の連絡のとり方等を決めておきましょう
- ・「自分達の地域は自分達で守る」という意識を育み、地域での自主防災訓練等に、積極的に参加しましょう
- ・各地域に応じた体制で防災訓練の実施や災害時対策の検討を行いましょう
- ・防犯ボランティアなどの自主防犯組織に参加しましょう

## 基本施策3. 地域福祉のネットワークづくり

### 現状と課題

- 本市では、社会福祉協議会が行政区長、民生委員、福祉員等と連携し、住民の福祉に対する要望ニーズを調査するため、市内すべての行政区を対象に、地域福祉懇談会を開催しています。
- 各地区でコミュニティ活動が展開されており、令和2年度現在、9つの地区コミュニティと60のまちづくり認定組織が活動を展開しています。
- 今後も、地域の社会資源がネットワークを構築し、個々の強みや連携・協力することにより生まれる新たな力を活かして、地域で抱える福祉課題に対応していく必要があります。
- 地域福祉活動を推進していくためには、地域に密着した活動に長年取り組んでいる民生委員・児童委員や社会福祉協議会の認知度を高めていくことが大切です。

### 施策の方向

#### (1) 地域福祉推進体制の整備

- ◆コミュニティ組織や行政区・常会(班)のように地域に根ざした活動を行っている団体のほか、ボランティア団体やNPO法人のように、地区を越えた広い範囲で活動している団体、小美玉市社会福祉協議会・社会福祉法人・医療法人・民生委員・児童委員・福祉員・地域包括支援センターなどの地域福祉の担い手などがつながり、効率的で効果的な活動が行えるよう、情報交換の機会提供などによる支援を行います。

#### (2) 社会福祉協議会との連携の強化・社会福祉法人との連携

- ◆社会福祉協議会は、市全体の福祉意識の高揚を図り、活発な活動に結び付けていくための重要な役割を担っています。これまで以上に関係機関や団体などとの連携を図り、地域福祉を推進していきます。
- ◆改正社会福祉法に基づき、地域における公益的な取組を実施する責務がある社会福祉法人との連携を強化し、福祉サービスのさらなる充実に努めます。

### (3) 見守り体制の充実

- ◆子どもや高齢者などが安心して地域で生活を営めるよう、愛の定期便事業や配食サービス等、地域の協力を得ながら見守りネットワークの強化を図ります。
- ◆個人情報に配慮しつつ、地域の情報が共有できる体制づくりを支援します。
- ◆社会福祉協議会などを中心として、福祉員などによる見守りや声かけを進めます。

#### ～市民・地域ではこんなことに取り組みましょう～

- ・隣近所や周囲の人にあいさつをする習慣をつけ、日常的なふれあいを持ちましょう
- ・近隣に対して心配りをするようにし、回覧板をまわす時などに声をかけあいましょう
- ・見守ることで、自分も見守られることにつながるという、「お互い様」の意識を持ちましょう

# 第5章 計画の推進

## 1. 計画の推進体制

### (1) 計画の周知

地域福祉は、行政だけでなく、担い手となる市民、事業者、関係団体等が互いの特性や能力を発揮し、連携・協力しながら取り組んでいくことが重要です。

その前提として、本計画に対する十分な周知、そして理解が得られることが重要であるため、広報紙やホームページなど多様なPR媒体を活用し、様々な機会を通じて本計画を周知していきます。

### (2) 市民・事業者との協働による推進体制の整備

すべての市民が住み慣れた地域の中で、生きがいと安心を感じながら、共に支えあうことができる地域福祉の実現を目指すためにも、地域全体で包括的に地域活動を推進していく必要があります。よって、市民や地域団体が、それぞれの主体に応じた活発な活動ができるように、事業者、NPOなどと連携し、それぞれの特徴が生かされるよう調整を図りながら「協働」により計画を推進していきます。

### (3) 市・社会福祉協議会の連動による推進体制の整備

市と社会福祉協議会が連携・協働して、本計画の事業の推進及び進捗管理を行います。また、地域福祉の推進には、福祉分野だけに限らず、保健・医療、教育など、様々な分野との連携が重要になります。そのため、計画の推進については、市内の総合的かつ積極的な体制を整備し、関係部局との連携・情報共有に努めます。

### (4) 進捗管理・評価

計画に基づく施策を推進するため、計画全体の推進方策の検討や、進捗状況の点検・評価を計画的に行い事業の推進を図ります。事業の推進にあたっては、十分な成果が得られるよう学識経験者や福祉関係者などに意見を求めるなどしながら、必要に応じて計画の見直しを行うなど、地域の実情を反映することに努めます。

## 2. 目標値の設定

本計画では、計画の進捗状況や達成度を的確に把握し、評価するため、目標値を設定します。また、目標値は、市民、地域、事業所、市の連携・協力により達成するものです。

基本目標	目標数値	前回 (平成27年)	今回 (令和2年)	目標値 (令和7年)	現状値の出典
1. 地域で共に支えあう あたたかな心づくり	地域社会の住民同士での支え合い活動が必要だと「思う」と回答した割合	85.3%	85.3%	90.0%	アンケート調査
	地域活動の参加状況で「参加している」と回答した割合	60.1%	60.5%	70.0%	アンケート調査
	ボランティアやNPO活動（民間非営利活動）に「参加したことがある」と回答した割合	26.6%	23.6%	30.0%	アンケート調査
2. みんなに届く 包括的な支援体制づくり	居住地区の担当民生委員・児童委員を「知っている」と回答した割合	33.0%	33.6%	40.0%	アンケート調査
	小美玉市社会福祉協議会を「名称も、どのような活動をしているかについても大体知っている」と回答した割合	35.6%	36.8%	40.0%	アンケート調査
	地域や生活の情報の取得状況で、「十分に得られている」、「どちらかといえば得られている」と回答した割合	54.7%	53.8%	60.0%	アンケート調査
3. 安全・安心に暮らせる まちづくり	地域の防災訓練に参加していると回答した割合	9.0%	8.0%	20.0%	アンケート調査
	地域の自主防災組織	79.2%	81.9%	90.0%	防災管理課
	学区コミュニティ組織数	8 組織	9 組織	12 組織	市民協働課
計画全体	小美玉市の地域福祉に関する市民と行政の協働（パートナーシップ）が「非常に進んでいる」、「どちらかといえば進んでいる」と回答した割合	43.3%	41.2%	50.0%	アンケート調査

# 資料編

## 1. 策定経過

開催時期	会議名等	内容
令和2年 2月 3日～ 令和2年 2月 21日	小美玉市地域福祉計画改定のための アンケート調査の実施	20歳以上の市民2,000人を 対象に実施
令和2年 10月 28日	第1回 小美玉市地域福祉計画策定委員会	地域福祉計画の概要につい て
令和2年 12月 18日～ 令和3年 1月 18日	パブリックコメント実施	地域福祉計画に対する意見募 集
令和3年 2月 19日	第2回 小美玉市地域福祉計画策定委員会 (書面開催)	地域福祉計画(案)について

## 2. 小美玉市地域福祉計画策定委員会条例

平成27年3月24日

条例第1号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する小美玉市地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)を策定するため、小美玉市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について審議し、その結果を市長に答申するものとする。

- (1) 地域福祉計画の立案に関すること。
- (2) 地域福祉計画策定に関する調査及び連絡調整に関すること。
- (3) その他地域福祉計画策定に関し必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民の代表
- (2) 市議会の議員
- (3) 福祉関係者
- (4) 保健医療関係者
- (5) 行政機関関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画策定に係る事項が終了したときまでとする。ただし、委員が欠けた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。



(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、計画策定のために必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部福祉事務所社会福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(小美玉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 小美玉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年小美玉市条例第40号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

## 3. 小美玉市地域福祉計画策定委員名簿

(順不同)

区分	氏名	役職名等	備考
市民の代表	近藤 貞夫	区長会代表	
	片山 聡彦	学校長会代表	
市議会の議員	木村 喜一	文教福祉常任委員長	委員長
福祉関係者	長島 洋治	民生委員児童委員代表	
	黒田 惇彦	ボランティア連絡協議会代表	
	久保田 雄候	老人クラブ連合会代表	
	立村 忠	身体障がい者福祉協会代表	
	中山 洋一	身体障がい福祉施設代表	
	木村 定行	介護老人福祉施設代表	
	戸田 しげ子	民間保育園協議会代表	
	大槻 良明	日赤奉仕団代表	
保健医療関係者	島田 哲夫	社会福祉協議会代表	
	諸岡 信裕	医療関係者代表	副委員長
行政機関関係者	小林 美津	管理栄養士	
	倉田 増夫	保健衛生部長	
	藤田 誠一	福祉部長兼福祉事務所長	
	太田 由美江	介護福祉課長	
	笹目 浩之	子ども課長	

## 第3次 小美玉市地域福祉計画

発行年月 令和3年3月

発行 小美玉市 福祉部 社会福祉課

〒311-3495 茨城県小美玉市上玉里 1122

TEL : 0299-48-1111 (代表)

FAX : 0299-58-4846

URL : [http:// www.city.omitama.lg.jp/](http://www.city.omitama.lg.jp/)



第③次

# 小美玉市地域福祉計画

*The 3rd Omitama City Community Welfare Plan*



小 美 玉	シ テ イ	ダ イ ヤ モ ン ド
見 つ け る。 み が く。 光 を あ て る。		

